



○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。  
す。

投票總數  
贊成  
二百二十八  
百三十七

創出を図ることが喫緊の課題であります  
同時に、このような我が国の特色を生

## 法律案（趣旨説明）

投票総数	二百二十八
賛成	二百二十八
反対	二
よって、全会一致をもつて同意することに決しました。	○

反対 よって、同意することに決しました  
「投票者氏名は本号末尾に掲載」

のつくりの基盤の強化は、アジア諸国等との適切な国際分業体制を実現し、我が國にふさわしい国際貢献の道を開くことにもつながるものと考えております。

基本法制定後、具体的な基本計画も策定され、施策の実現が図られていますが、冒頭、二階経済産業大臣より、改めてものづくり基本法の評価及び今まで基本法が果たしてきた役割について見解をお伺いしたい。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(扇千景君) この際、日程に追加して、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求める存じますが、御異議ございませんか。

各技術につき、その技術を活用して最終製品を製造する大企業等々のニーズを十分に整理し、中小企業が目指すべき研究開発の方向性を取りまとめた指針を策定いたします。

第二に、この指針に基づいて中小企業が作成する研究開発計画を個別に経済産業大臣が認定し、

小企業群の存在こそが我が国製造業の競争力の源泉であるとの認識に立って提出されたものであり、法案の趣旨に基本的に賛意を表明しつつ、以下、順次質問をいたします。

まず、特定ものづくり基盤技術高度化指針についてお伺いします。

(号外)

官 種

○議長(扇千景君) 次に、運輸審議会委員のうち  
柳誠君の任命について採決をいたします。  
内閣申出のとおり同意することの賛否につい  
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま  
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

展の源泉でもあります。しかし、近年、国際競争が激しくなったこと等伴い、従来の固定的な系列取引が大きく変化、ものづくり中小企業において、製品開発等にける大企業との連携協力の関係が弱まり、目指べき技術開発の指向性を見定めることが困難となりつつあります。このことが中小企業の経営課となっています。こうした中で、今後とも我が経済が健全に成長発展を続けるためには、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた取組強力に支援し、我が国経済の強みであるものつりの国際競争力の徹底的な強化と新たな事業の

学術者の思いをいかが思ひとして、たたいま提案さ  
れました中小企業のものづくり基盤技術の高度化  
に関する法律案について質問をいたします。  
我が国製造業の車の両輪は、優れた先端技術と  
基盤技術であり、科学技術基本法及びものづくり  
基盤技術振興基本法の意義は極めて大きいものと  
考えます。

とりわけ、本法案とも密接に関係するものづくり  
基本法は、尾辻秀久議員、今泉昭議員を中心と  
した超党派の討議を経て、平成十一年に本院提出  
の議員立法として成立したものであり、私の出身  
母体 J A M の前身であるゼンキン連合も一丸と

同計画は特定の「基盤技術の高度化」を図るために中小企業者が単独又は共同で策定するものですが、枠組みづくりや具体的な計画策定に関し、コーディネーターや助言、指導の体制は確保されるのかどうか、お伺いをします。

戦略的基盤技術高度化支援事業についてもお尋ねします。

川上と川下では力関係が著しく異なるため、同事業における研究開発費や研究開発の成果が実質的に川下の大企業に帰属するのではないかとの懸念が持たれています。支援策が真に中小企業のために機能する担保はあるのでしょうか。また、同

## 官 報 (号 外)

予算について繰越明許の活用を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

関連して、中小企業の技術支援のためのSBI Rについては、実験段階から商品化までの段階を追つてサポートする本格的な制度に改め、予算を大幅に増額すべきです。さらに、中小企業と大学、非営利組織の共同研究を支援するSTTRの創設やTLOの一層の普及促進も大切な課題であります。政府の取組について、経済産業大臣、文部科学大臣の答弁を求めます。

次に、人材育成についてお尋ねします。

二〇〇七年問題が強く叫ばれる今日、世代に偏りのない技術・技能労働者の確保育成は極めて重要な課題です。しかし、現実には中堅中小企業が優秀な人材を確保することは極めて困難であり、そのことが技術・技能の伝承と高度化を阻む大きな要因となっています。背景には、金もうけに狂奔する虚業がもてはやされ、正に実業中の実業である中小ものづくり企業には三Kという短絡的なレッテル張りがなされてきた評し難い社会風潮があります。私は、こうした風潮に学校教育の現場もハローワークも踊らされてきたことに対し、文部科学大臣、厚生労働大臣に猛省を促すとともに、今後の適切な進路指導とハローワークの積極的な取組を強く求めるものですが、両大臣の明快な答弁をいただきたい。

また、今回、高等専門学校と連携し、中小企業の技術者育成を支援するに当たり、第一線の熟練技能者を講師として用いることが極めて効果的と考えます。厚生労働大臣は経済産業省に対し、高度熟練技能者認定制度の活用を提言するお心積もりがあるのかどうか、簡潔に所見をお伺いしたい。

そもそも、製造業の人的発展基盤を維持し優秀な熟練技術・技能者を確保育成するには、技能尊重の機運を社会的に醸成し、ものづくりで働くことによりと生きがいを感じられる社会にすることが不可欠です。技能検定、現代の名工、技術士制

度、日本ものづくり大賞など現行制度については評価しつつも、これらが例えドライのマイスター制度などに比べ社会的な影響力が少ないことも事実です。

関係省庁と連携し、学士院、芸術院と並ぶ位置付けの日本技術・技能院を創設するよう二階経済産業大臣に強く求めますが、明快な答弁をいただきたい。

関連して、厚生労働大臣にお尋ねします。

厳しい修練を経て熟練技術・技能を身に付けた場合、雇用されている企業内でふさわしい待遇を得られるかが働く立場では最も大切な問題となることがあります。厚生労働省は、公的な技術・技能評価制度の対象者に関し、表彰、合格等に伴う処遇改善の実態把握をこれまでに行っているのでしょうか。また、技術・技能が適切に企業内で労働条件、待遇等に反映されるために、今後どのような方策を行うつもりでしょうか。お伺いします。

次に、ものづくり基盤技術高度化のための環境整備についてお伺いします。

第一に、知的財産の保護及び活用についてあります。

近年、国際競争が激化する中で、金型図面の情報漏出など、中小製造業に係る知的財産侵害が深刻な問題となつております。経済産業省も指針を策定し、問題是正に向けた対応を行いましたが、依然として根本的な解決には至っておりません。一刻も早く対策を実施すべきと考えますが、絏済産業大臣の決意と実施方法をお伺いします。

二階大臣、このような異常かつ不公正な民間金融機関の融資実態について、どうお考えですか。早急に対応していただきたいだけます。お伺いします。

最後に、今回の法案は、トップの次の段階、階層に位置する中小企業をターゲットとしています。施策を効率的に行うためには、選択と集中が必要なことは否定いたしません。しかし、より幅広い中小企業を支援対象とし、我が国製造業の競争力を高めることも極めて重要な課題です。

議員会館の私の事務所の本棚に「ナツちゃん」という人気漫画が並んでいます。この漫画は、父親の死んだ後、零細町工場を受け継いだ若き女性主人公が悪戦苦闘しながら成長していく姿を描いたものです。こうした零細企業を含め、ものづくりのすそ野を広げるための今後の前向きな施策に關し、二階経済産業大臣の見解をお伺い

ます。

評価しつつも、これらが例えドライのマイスター制度などに比べ社会的な影響力が少ないことも事実です。

第三に、基盤技術の承継の円滑化に關し、生産技術、ノウハウのデータベース化が技術の陳腐化につながらないためにどのような方策をお考えでしょうか。

第四に、事業者の出会い促進に關し、川下ユーザーのニーズ情報の流通及びネットワーク事業の効果的な主体についてどのように考へているのでしょうか。既存の公益団体以外が参入できるのでしょうか。

次に、中小企業信用保険法の特例についてお伺いします。

経営上の課題として資金調達を挙げる中小企業は多く、法案を前向きに評価したいと考えます。

しかし、信用保証協会の役割が高まる背景には、過去八年間に民間銀行による中小企業向けの貸出減少していることが挙げられます。また、こうした巨額の貸しはがしに加え、中小企業が保証料を負担しているため、貸倒れリスクが皆無となつているはずの保証付きの貸出し金利が貸出し約定平均利よりも高いという信じ難い事実もあります。

次に、技術高度化指針及び研究開発計画に対するお尋ねであります。指針の策定に当たつては、中小企業者や川下製造業者、先ほど生の声をよく聞けという仰せがありました。生の声を承つた上で、さらに、学者等の学識経験者から成る検討会を設け、実態を十分踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、技術高度化指針及び研究開発計画に対するお尋ねであります。指針の策定に当たつては、中小企業者や川下製造業者、先ほど生の声をよく聞けという仰せがありました。生の声を承つた上で、さらに、学者等の学識経験者から成る検討会を設け、実態を十分踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

また、研究開発計画の策定につきましては、中

小企業基盤整備機構の各支部の専門家や経済産業局が助言や連携先の紹介等を行つてまいります。

次に、戦略的基盤技術高度化事業についてのお相談が可能となる万全の体制を築いていただけますか。お伺いします。

（国務大臣二階俊博君登壇、拍手）

○國務大臣(二階俊博君) ものづくり基本法に関するお尋ねであります。ただいま津田議員から十問質問をちよだいたしました。これにつきまして、簡潔に順次お答えをいたします。

政府は、法に基づき、研究開発の推進等に関する基本計画を策定し、関連する施策を強力に推進しております。また、その成果について、ものづくり白書を毎年国会に提出し、広く普及を図っております。こうした取組を通じ、ものづくりの重要性が広く国民の間に認識され、製造業の更なる発展に寄与しているものと考へております。

次に、技術高度化指針及び研究開発計画に対するお尋ねであります。指針の策定に当たつては、中小企業者や川下製造業者、先ほど生の声をよく聞けという仰せがありました。生の声を承つた上で、さらに、学者等の学識経験者から成る検討会を設け、実態を十分踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、技術高度化指針及び研究開発計画に対するお尋ねであります。指針の策定に当たつては、中小企業者や川下製造業者、先ほど生の声をよく聞けという仰せがありました。生の声を承つた上で、さらに、学者等の学識経験者から成る検討会を設け、実態を十分踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、技術高度化指針及び研究開発計画に対するお尋ねであります。指針の策定に当たつては、中小企業者や川下製造業者、先ほど生の声をよく聞けという仰せがありました。生の声を承つた上で、さらに、学者等の学識経験者から成る検討会を設け、実態を十分踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、技術高度化指針及び研究開発計画に対するお尋ねであります。指針の策定に当たつては、中小企業者や川下製造業者、先ほど生の声をよく聞けという仰せがありました。生の声を承つた上で、さらに、学者等の学識経験者から成る検討会を設け、実態を十分踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

（国務大臣二階俊博君登壇、拍手）

○國務大臣(二階俊博君) ものづくり基本法に関するお尋ねであります。ただいま津田議員から十問質問をちよだいたしました。これにつきまして、簡潔に順次お答えをいたします。

政府は、法に基づき、研究開発の推進等に関する基本計画を策定し、関連する施策を強力に推進しております。また、その成果について、ものづくり白書を毎年国会に提出し、広く普及を図っております。こうした取組を通じ、ものづくりの重

わります。（拍手）

第三に、基盤技術の承継の円滑化に關し、生産

技術、ノウハウのデータベース化が技術の陳腐化につながらないためにどのような方策をお考えで

でしょうか。

第四に、事業者の出会い促進に關し、川下ユー

ザーのニーズ情報の流通及びネットワーク事業の効果的な主体についてどのように考へているので

しょうか。既存の公益団体以外が参入できるので

しょうか。

（拍手）

第三に、基盤技術の承継の円滑化に關し、生産

技術、ノウハウのデータベース化が技術の陳腐化につながらないためにどのような方策をお考えで

でしょうか。

第四に、事業者の出会い促進に關し、川下ユー

サーのニーズ情報の流通及びネットワーク事業の効果的な主体についてどのように考へているので

しょうか。既存の公益団

有する中小企業の強化が主な目的であります。したがって、予算措置の主な対象はあくまでも中小企業であり、研究成果の配分に關しては、計画の実施状況の確認等により、弱い立場の中小企業が不利になることのないように十分注意をしてまいりたいと思います。

また、翌年度に予算を繰り越すことができる縦越明許制度についてのお尋ねがありました。今後、この制度の活用等につきまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、S B I R制度につきましてのお尋ねでありました。

中小企業向け補助金を活用し、技術を支援する日本版S B I R制度では、研究開発から事業化までを支援しております。その支出の目標額は着実に増加しております。

中小企業と大学の連携につきまして、地方経済産業局が支援する産学官連携の研究開発が昨年度は二百五十六件実施されるなど、活発なものとなつてまいりました。大学の技術を外部に移転する機関への支援を含め、引き続き中小企業と大学との連携を推進してまいりたいと思つております。

次に、日本の技術・技能院の創設についてのお尋ねがありました。

製造業の基盤を成す優秀な技術者、技能者の確保は極めて重要な政策の柱であるときえ考えております。このため、議員がお述べになりましたとおり、技術士等に加えて、昨年、内閣総理大臣表彰のものづくり日本大賞を創設したことは御承知のとおりであります。今後、この技術者の育成に関して、私どもはあらゆる方法を講じて対応してまいりたいと思つておりますが、議員の御指摘の点等を十分考慮に入れてまいりたいと思つております。

次に、御報告を申し上げておきたいと思ひますが、私たち、中小企業の中で世界に誇れる中小企業、簡単に言いますと、世界のシェアの五〇%以上を確保しておるような中小企業が全国にたくさ

ん存在しております。私は、その中で三百の企業を選んで、それを公表し、技術力のある小規模企業に光を当てるとともに、ものづくりの機運を一層高めてまいりたいと思つております。

昨日もサウジアラビアの皇太子がお見えになりましたが、またインドの閣僚、総理も近々お見えになりますが、いずれも彼らの日本に対する期待は、日本の中小企業を我々の国に進出していただけますように経済産業省で配慮を願いたいというものがであります。

私は、この際、中小企業の皆さんに一層奮起され、世界に羽ばたく中小企業として躍進されますように期待をするものであります。

中小企業の、次に、知的財産の問題について、取引慣行につきましてのお尋ねがありました。

また、世界に羽ばたく中小企業として躍進され、世界に羽ばたく中小企業として躍進されますように期待をするものであります。

中小企業の、次に、知的財産の問題について、取引慣行につきましてのお尋ねがありました。

また、不公正な取引につきましては、匿名の相談を中小企業庁で常時受付をしております。さらには、鋳物の重量取引の慣行については、実態を調査し、より適切な取引が行われるように対処をしてまいりたいと思っております。

また、中小企業におきましては、下請の支払遅延防止法等が存在をしておりますが、このことが十分機能できるように政府としては目を光らせて対応してまいりたいと考えております。

次に、基盤技術の継承の円滑化に関するお尋ねであります。

次に、最後でありますが、ものづくりのすそ野を広げる施策についてのお尋ねがありました。

今般の法案に基づく策定される指針、すなわち

データベースとして蓄積することが可能となつてまいります。これを日々利用し、更新していくことでより、技術の高度化が図られるものと考へております。

川上の中小企業と川下の大企業との連携を適切に推進できる事業者であれば、公益法人に限らず、民間事業者も参入できることになっております。

大企業と中小企業の関係につきましては、既に議員各位が御承知のとおりであります。最近の変化は、中小企業の技術に大いに目を付けたといいますか高く評価をされております大企業の幹部の皆さんのが、ごくわずかの人々が働いております。

中小企業の工場を直接訪ねて、そして自分たちと連携して何かができるのか、このような設計図面に基づいてこの製品ができるかということをお尋ねに来られていることがしばしばあるのであります。これを受けて中小企業の関係者は、相当の自信を持ってこれらの中小企業の振興に取り組んでいくと、こういう決意を私も現場でしばしば聞かせていただいたことがあります。

次に、民間金融機関の融資実態についてのお尋ねであります。

「國務大臣小坂憲次君登壇、拍手」

○國務大臣(小坂憲次君) 津田委員から二問御質問を賜っております。

最初に、T L Oの一層の普及促進についてお尋ねがありました。

大学の研究成果の実用化に当たっては、ものづくりを始め、高い技術力を有する中小企業に対し

技術移転を行うテクノロジー・ライセンシング・オーナーシップ、いわゆるT L Oの役割は極めて大きいものがあります。このため、文部科学省では、T L O等の外国特許出願など技術移転に必要な経費を支援するほか、国立大学からT L Oへ出資する制度も創設したところであり、その取組も進みつつあるわけであります。

さらに、中小企業と大学との共同研究などへの支援を行つてゐるところであり、今後とも、T L Oへの支援を始め、大学の研究成果の中小企業への技術移転に努めてまいります。

次に、進路指導についてのお尋ねでございます。

具体的には、中学校では、中小企業などで五日間の職場体験を行う事業を全国で推進していきます。また、高等学校では、専門高校を中心に、ものづくりの中小企業と連携してインターネットシップ

すべてのものづくり中小企業に役に立つようになります。さらに、ものづくり大賞や世界に誇れる中小企業三百社の公表等により、日本版のマイスター等、技術力のある小規模企業に対して光を積極的に当てることによって、ものづくりの機運を一層高めて、中小企業の皆さんに将来に明るい希望を持つて取り組んでいただけるようになります。

次に、事業者の出会いを促進する主体についてのお尋ねであります。

川上の中小企業と川下の大企業との連携を適切に推進できる事業者であれば、公益法人に限らず、民間事業者も参入できることになっております。

ありがとうございました。

ありがとうございました。(拍手)



○議長(屬千景君)　日程第四　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長羽田雄一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔羽田雄一郎君登壇、拍手〕

○羽田雄一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

投票総数	二百二十八
賛成	二百十三
反対	十五
よつて、本案は可決されました。 (拍手)	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(扇千景君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（扇千景君） 日程第五 意匠法等の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。

——これにて投票を終了いたします。  
〔投票終了〕

本法律案は、海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、港湾の建設及び管理の適確化並びに構造改革特別区域における特例措置の全国展開による港湾機能の強化、特定外貿埠頭の管理運営主体の株式会社化による管理運営の効率化、水先制度の充実強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

三百十八  
九 賛成 反対 はつて、本義は可決さへまゝ。 (柏原)

る港湾コストの削減、我が国の港湾基盤整備のための基本的方向、水先人の全国組織運営、港湾設置の安全性の確保等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小林委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い  
ます。

〔投票開始〕

第二に、模倣品対策として、侵害行為に模倣品の輸出を追加し、意匠権等権利の侵害に対して刑事罰を強化するなど、知的財産権の保護の強化を図るための規定を整備しようとするものであります。

○加納時男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、第一に、意匠権の存続期間の延長、小売

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました  
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

出席者は左のとおり。

共産党を代表して小林委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており  
ます。

委員会におきましては、アジア諸国における模

偽品の流通・輸出への迅速な対応の必要性、意匠権等の刑事罰強化の根拠、デザインの類似判断を消費者の視覚による美感とすることへの疑義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録

議員  
副議長  
角田義一君  
千景君

渕上 浜田 山本 福本 梶良君  
 貞雄君 香苗君 潤一君 昭郎君  
 佐藤 松田 佐藤 弘友 岩城 山下 浅野 魚住裕  
 佐藤 泉 岸 岸 岸 岸 岸 岸  
 佐藤 松田 三浦 林 国井 常田 小泉 関口 世耕 中川 萩原 岸 小池 西島 中村 末松 岡田 犬野 狩野 草川 風間 金田  
 泰三君 岩夫君 宏信也 正芳君 正幸君 一水君 享詳君 順弘君 昌弘君 義正君 博彦君 利英君 大信君 司君 正勝君 駿郎君 安君 三君君 勝年君 賒君 舜君 荻君 仁君 朝君 保君  
 泰三君 岩夫君 宏信也 正芳君 正幸君 一水君 享詳君 順弘君 昌弘君 義正君 博彦君 利英君 大信君 司君 正勝君 駿郎君 安君 三君君 勝年君 賒君 舜君 荻君 仁君 朝君 保君

官 報 (号 外)

平成十八年四月七日

議長の報告事項

同日国会において承認することを議決した次の件 を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認 を求めるの件	外交防衛委員 遠山 清彦君 補欠
同日議長は、三月二十日のチア・シム・カンボジア王国上院議長再任に際し、同議長宛、祝電を発送した。	西田 実仁君 補欠
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	了君 岩本 司君
行政監視委員 議院運営委員 辞任 柳澤 光美君 芝 博一君 補欠 柳澤 光美君	了君 岩本 司君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外五名提出)(衆第一四号) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(齊藤鉄夫君外三名提出)(衆第一五号)	了君 岩本 司君
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第五一号) 法務委員会に付託 意匠法等の一部を改正する法律案(閣法第六九号) 経済産業委員会に付託 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第四二号)	了君 岩本 司君
同日次の質問主意書を内閣に転送した。 沖縄に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地建設計画頓挫に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第四二号) 女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書(近藤正道君提出)(第四三号) 去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	了君 岩本 司君
同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事長及び同理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	了君 岩本 司君
同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	了君 岩本 司君
同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	了君 岩本 司君
同日内閣から、左記の者を食品安全委員会委員に任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	了君 岩本 司君
同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	了君 岩本 司君
同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	了君 岩本 司君
同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	了君 岩本 司君
(六月三十日任期満了による再任) 永田 俊一 (六月二十五日任期満了による再任) 長島 裕 (六月二十二日任期満了による再任) (理事長) 永田 俊一 (六月二十二日任期満了による再任) 長島 裕 (六月二十二日任期満了による再任) (記) 永田 俊一 (六月三十日任期満了の佐藤壮郎の後任) 原 恒雄 (六月三十日任期満了の田辺淳也の後任) 田辺 淳也 (六月三十日任期満了の白井康正の後任) 白井 康正 (六月三十日任期満了の中原眞の後任) 中原 真 (六月三十日任期満了による再任) 寺田 雅昭 (六月三十日任期満了による再任) 小泉 直子 (同日任期満了による再任) 長尾 拓 (同日任期満了による再任) 見上 彪 (同日任期満了の坂本元子の後任) 畑江 敬子 (同日任期満了の中村靖彦の後任) 野村 一正 (同日任期満了による再任) 清一 誠 (近く辞職予定の小野孝の後任) 大屋 則之 (七月五日任期満了による再任) 柳 誠	了君 岩本 司君

官報(号外)

同日内閣から、左記の者を航空・鉄道事故調査委員会委員に任命したいので、航空・鉄道事故調査委員会設置法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月十七日辞職の松浦純雄の後任)

豊岡 昇

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

高橋 千秋君

補欠

広田 一君

豊岡 昇

議院運営委員

辞任

加藤 敏幸君

白 真勲君

補欠

神本美恵子君

法務委員

辞任

大久保 勉君

白 真勲君

補欠

那谷屋正義君

国際問題に関する調査会委員

辞任

高橋 千秋君

補欠

神本美恵子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

西田 実仁君

補欠

荒木 清寛君

補欠

遠山 清彦君

補欠

荒木 清寛君

補欠

西田 実仁君

補欠

浜四津敏子君

補欠

高橋 千秋君

補欠

那谷屋正義君

補欠

等が促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

第一條

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求める件  
右  
国会に提出する。  
平成十八年三月十日

内閣總理大臣 小泉純一郎

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約

日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、  
所得及び譲渡収益に対する租税に関する、二重課  
税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条  
約を締結することを希望して、  
次のとおり協定した。

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

**第一条**

この条約は、次の租税について適用する。

**第二条**

(a) 日本国については、

(b) 英国については、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 譲渡収益税  
(以下「英國の租税」という。)

この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた実質的な改正又はこの条約における両締約国の義務的重大な影響を与える他の法令の改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

**第三条**

この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「英國」とは、グレートブリテン及び北アイルランドをいい、大陸棚に関する英國の法令により、かつ、国際法に従い、指定された英國の領海の外側に位置する区域であつて、海底及びその下並びにそれらの天然資源に関して英國の権利を行使することができるものを含む。

「日本国」とは、地理的意味で用いる場合は、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は英國をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は英國の租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h) 「双方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が當む企業及び他方の締約国の居住者が當む企業をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(j) 一方の締約国の「国民」とは、次の者をいう。

(i) 英国については、英國市民又は英連邦に参加する國(英國を除く。)若しくは領域の市民権を有しない英連邦市民(ただし、英國において居住権を有する者に限る。)及び英國において施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、パートナーシップその他の団体

(ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべ

(k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 英国については、歳入關稅委員會又は權限を与えられたその代理者

(ii) 日本国については、財務大臣又は權限を与えられたその代理者

(1) 「事業には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(m) 「年金基金又は年金計画」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす計画、基金、信託財産その他の仕組みをいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

(ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は一若しくは二以上の仕組みの利益のために所得若しくは収益を取得することを目的として運営されること。

(iii) (ii)にいう活動に関して取得する所得又は収益につき当該一方の締約国において租税を免除されること。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

1 第四条

この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次

官報(号外)

- (a) 当該一方の締約国の政府及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体のものを含む。
- (b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金又は年金計画。
- (c) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得又は収益の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。)
- たゞし、一方の締約国の居住者には、当該一方の締約国内に源泉のある所得、利得又は収益のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。
- (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その的及び経済的関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいざれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいざれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいざれの締約国の中でもない場合には、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
- 当該個人が双方の締約国の国民である場合は、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。
- 1の規定により双方の締約国の居住者に該当

- (a) 当該一方の締約国の政府及び当該一方の締約国における特典(第二十三条、第二十四条及び第二十五条により認められる特典を除く。)を認められる場合には、その者は、この条約により認定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典(第二十三条、第二十四条及び第二十五条により認められる特典を除く。)を要する上で、いざれの締約国の居住者ともされない。
- 4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得、利得又は収益に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得、利得又は収益のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得、利得又は収益のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。
- 5 この条約の適用上、
- (a) 一方の締約国において取得される所得、利得又は収益であつて、
- (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 当該他方の締約国に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるもの
- に対する特典は与えられない。
- 第五条
- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものという。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 作業場

- する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典(第二十三条、第二十四条及び第二十五条により認められる特典を除く。)を要する上で、いざれの締約国の居住者ともされない。
- (b) 一方の締約国において組織された団体を得又は収益であつて、
- (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 当該他方の締約国に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるか否かにかかわらず、その所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典(当該他方の締約国が居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。
- 一方の締約国において取得される所得、利得又は収益であつて、
- (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 他方の締約国に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの
- に対する特典は与えられない。
- 第五条
- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものという。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 作業場

- れる部分についてのみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。
- 一方の締約国において組織された団体を得又は収益であつて、
- (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 当該他方の締約国に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典(当該他方の締約国が居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。
- 一方の締約国において取得される所得、利得又は収益であつて、
- (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 他方の締約国に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの
- に対する特典は与えられない。
- 第五条
- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものという。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 作業場

- 3 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとすると。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とされない活

動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業を行つて行わるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

#### 第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 「不動産」とは、當該財産が存在する締約国の方令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附屬する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(固定的な料金であるか否かを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

#### 第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課

することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行ふ場合には、その

企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

#### 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行ふ場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該施設が存在する締約国内において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をそとの慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配

正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所の締約国内において事業を行ふ場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

#### 第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条の規定の適用上、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、(a)に規定する利得を含む。

(a) 補用船による船舶又は航空機の賃貸から得する利得  
(b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナー(コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用、保管又は賃貸から取得する利得

3 第二条の規定にかかるわらず、一方の締約国的企业は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、英國の企業である場合には日本国における事業税、日本国のおける事業税に類似する税で英國において今後課されることのあるものを免除される。

4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはしない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき

1 次の(a)又は(b)に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業

の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば、一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

7 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合  
(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国が一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国が企業の利得に算入して租税を課する場合において、当該一方の締約国が決定するべき利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立したならば、当該他方の締約国が企業の利得となつたとみられる利得であることにつき当該他方の締約国が権限のある当局が、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立したならば、当該他方の締約国が企業の利得となつたとみられる利得であることにつき当該他方の締約国が権限のある当局との間で合意するときは、当該一方の締約国は、当該利得に対し当該一方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかるわらず、一方の締約国は、1にいう条件がないとしたならば、当該一方の締約国が企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度又は賦課年度の終了時から七年以内に当該企業の利得に対する調査を開始しない場合には、1にいう状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた場合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられ

る場合には、適用しない。

#### 第十条

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、別段の定めがある場合を除くほか、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受けた者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のそな配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 2の規定にかかわらず、配当に対しても、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課すことができない。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の五十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人人

(b) 年金基金又は年金計画(当該配当が、当該年金基金又は年金計画が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない

場合に限る。)

2 (a)及び3(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。

5 この条において、「配当」とは、株式その他利益の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及び支払者が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から所得、利得又は収益を取得する場合は、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これら

の配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた所得、利得又は収益に及ぼすものではない。

8 一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分(以下この8において「優先株式等」という。)に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する

者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有するこ

はなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者はされない。

(a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に關し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いすれの締約国の居住者でもないこと。

9 配当の支払の基因となる株式その他の権利の設定又は移転に關した者が、この条の特典を受けることを当該権利の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該配当に対しては、この条に定める租税の輕減又は免除は与えられない。

#### 第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができない。

2 1の利子に対する配当として、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該居住者と第九条(a)又は(b)にいう関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金又は年金計画であつて、当該利子が、当該年金基金又は年金計画が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合

(e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国

の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約

の居住者により行われる信用供与による設

備又は物品の販売の一環として生ずる債権に

関して支払われる場合

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国 政府、当該他方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中中央銀行

又は当該他方の締約国が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国 の政府、当該他方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中

央銀行又は当該他方の締約国が全面的に所有する機関によつて保証された債権、これ

らによつて保険の引受けが行われた債権又は

これらによる間接融資に係る債権に関する場合

(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国居住者である場合

(i) 銀行

(ii) 保険会社

(iii) 証券会社

(iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業

で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五

十パーセントを超える部分が金融市場にお

いて発行された債券又は有利子預金から成

り、かつ、その資産の五十パーセントを超

える部分が当該居住者と第九条(a)又は(b)

にいう関係を有しない者に対する信用に係

る債権から成るもの

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国 政府、当該他方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中中央銀行

又は当該他方の締約国が全面的に所有する機関とは、次のものをい



官 報 (号 外)

つ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が保有し、又は所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によつて取得する収益(当該一方の締約国において租税が課されないものに限る。)に対しては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が保有し、又は所有する譲渡者の特殊関係者が保有し、又は所有する株式であつて当該譲渡者が保有し、又は所有するものと合算されるものを含む。)の数が、当該譲渡が行われた課税年度又は賦課年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上であること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該譲渡が行われた課税年度又は賦課年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の総数の五パーセント以上であること。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国が企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する動産の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る動産の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課すること

ができる。

第十四条

第十六条

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について、勤務が他方の締約国内において行われた場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国内において行う勤務について、勤務が他方の締約国内において行われた場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国内において行う勤務について、勤務が他方の締約国内において行われた場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

6 一方の締約国内において行う勤務について、勤務が他方の締約国内において行われた場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十七条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の中の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の中の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

第十八条

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の中の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の中の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、当該一方の締約国において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条

1 (a) 一方の締約国が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国に類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 (a) 一方の締約国が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国に類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 (a) 一方の締約国が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

(b) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国に類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 (a) この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他のこれに類する契約に關連して匿名組合員が取得する所得、利得又は収益に対しては、当該所得、利得又は収益が生ずる締約国において当該

締約国の法令に従つて租税を課すことができること。

#### 第二十一条

一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わないものとし、また、信託財産又は管理された遺産から支払われる所得を除く。）であつて前各条に規定がないもの（以下「その他の所得」という。）に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ふ場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が同意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうち当該超過分に対しても、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の方に従つて租税を課すことができる。

4 一方の締約国の居住者がある権利又は財産に関する他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関する当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に関する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を

受けることはなかつたであろうと認められるところは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に關し、当該一方の締約国の居住者に對してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

5 (b) いづれの締約国の居住者でもないこと。

1 その他の所得の支払の基因となる権利又は財産の設定又は移転に關与した者が、この条の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該その他の所得に對しては、この条に定める租税の免除は与えられない。

#### 第二十二条

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国において第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度又は賦課年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関する規定によつて、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(c) (b) (a) 適格政府機関  
法人（その主たる種類の株式が、7(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され若しくは登記され、又は当該公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又

は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d) 個人又は法人以外の者（その主たる種類の持分証券が、7(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され若しくは登記され、又は当該公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

5 (e) 第四条1(b)又は(c)に規定する者（同条1(b)に規定する者にあつては、当該課税年度又は賦課年度の直前の課税年度又は賦課年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいざれかの締約国の居住者である個人である年金基金又は年金計画に限る。）

(f) 個人以外の者(a)から(e)までに掲げる適格者であるいづれかの締約国の居住者が、議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する場合に限る。）

(g) 信託財産又は信託財産の受託者（次の(i)又は(ii)に掲げる者が、当該信託財産の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

(i) (a)から(e)までに掲げる適格者

(ii) (7)(e)(i)に規定する同等受益者

一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つており、当該所得又は収益が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであり、かつ、当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4 (2)(f)若しくは(g)又は3の規定の適用については、一方の締約国（源泉徴収による課税については、一方の締約国）の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)若しくは(g)又は3に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度又は賦課年度について当該要件を満たすものとする。

(a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国（源泉徴収による課税については、一方の締約国）の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)若しくは(g)又は3に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度又は賦課年度について当該要件を満たすものとする。

(b) その他のすべての場合については、一方の締約国（源泉徴収による課税については、一方の締約国）の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)若しくは(g)又は3に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度又は賦課年度について当該要件を満たすものとする。

の締約国内において生ずる所得、利得若しくは収益を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得、利得又は収益について(a)に規定する条件を満たすことはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十分の一以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式)を所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式)を直接又は間接に所持する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3及び5の規定に基づき第七条、第十一条、第十三条、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国のある当局が、当該締約国の法令又は行政上の慣習に従つて、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれら

の規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

7 この条の適用上、  
 (a) 「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、イギリス銀行又は一方の締約国の中の政府若しくは一方の締約国の方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に全面的に所有する者をいう。

(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める普通又は一般の株式をいう。ただし、普通又は一般的の株式が単独で法人の議決権の過半数を占めていない場合には、合計して当該法人の議決権の過半数を占める二以上の種類の株式をいう。

(c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。  
 (i) ロンドン証券取引所及び千九百八十六年金融サービス法又は二千年金融サービス市場に基づき公認された有価証券市場  
 (ii) 日本国の証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された証券取引所又は証券業協会により設立された有価証券市場  
 (iii) スイス証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所並びにNASDAQ市場

(d) 「持分証券」とは、持分に係る証券(債権に基づくものを除く。)であつて、個人若しくは法人以外の者の資産若しくは所得に関する権利又は当該者から利得の分配を受ける権利を与えられたものをいう。「主たる種類の持分証券」とは、個人又は法人以外の者の価値の過半を占める持分証券をいう。ただし、持分証券が単独で当該者の価値の過半を占めない場合には、合計して当該者の価値の過半を占める二以上の種類の持分証券をいう。

(e) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。  
 (i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約(以下「租税条約」という。)を有している國の居住者であつて、次の(ii)から(v)までに掲げる要件を満たすもの  
 (ii) 租税条約が実効的な情報交換に関する規定を有すること。  
 (iii) 当該居住者が、租税条約の特典条項に基づき適格者に該当すること又は租税条約にそのような規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること(租税条約の規定が2(g)の規定に相当する規定である場合には、2(g)(i)の規定に相当する規定により適格者に該当することとなるときによる)。

(iv) この条の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの。

(v) 「持分証券」とは、持分に係る証券(債権に基づくものを除く。)であつて、個人若しくは法人以外の者の資産若しくは所得に関する権利を与えられたものをいう。「主たる種類の持分証券」とは、個人又は法人以外の者の価値の過半を占める持分証券をいう。ただし、持分証券が単独で当該者の価値の過半を占めない場合には、合計して当該者の価値の過半を占める二以上の種類の持分証券をいう。

(vi) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。  
 (i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約(以下「租税条約」という。)を有している國の居住者であつて、次の(ii)から(v)までに掲げる要件を満たすもの  
 (ii) 租税条約が実効的な情報交換に関する規定を有すること。  
 (iii) 当該居住者が、租税条約の特典条項に基づき適格者に該当すること又は租税条約にそのような規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること(租税条約の規定が2(g)の規定に相当する規定である場合には、2(g)(i)の規定に相当する規定により適格者に該当することとなるときによる)。

1 第二十三条  
 (a) 日本国の居住者である法人が、その議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英國の居住者である法人に支払う配当については、英國の租税からの控除を行つに当たり、(a)の規定に基づいて控除される日本国の租税のほかに、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払の基準となつた利得について納付される租税を除く。は、当該日本国の租税の算定の基礎となつた当該所得、利得又は課税譲渡収益について算定される英國の租税から控除する。

(b) 日本国の居住者である法人が、その議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英國の居住者である法人に支払う配当については、英國の租税からの控除を行つに当たり、(a)の規定に基づいて控除される日本国の租税のほかに、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払の基準となつた利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国において納付されることに関する日本国の法令の規定に従い、  
 (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つて英國において租税を課される所得を英國において取得する場合には、当該所得について納付される英國の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額



の条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目に効力を生ずる。この条約は、アラバマについて適用する。

a) この条約は次のものは一切で適用する  
英國においては、

(i) 英国においては、源泉徴収される租税に関しては、この条

十二条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなお効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

日本国のために

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国  
のために

議定書

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の間の

（以下「条約」という）の署名に当たり、日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1  
条第三条1号に關し、年金基金又は年金書画は、日本国の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八条若しくは第十条の三又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場

合においても、条約第三条1(m)(ii)にいう活動について取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われる。

2 条約第七条に關し、英國の居住者が日本國の法令に基づき設立された組合の構成員である場合には、當該組合の取得する所得、利得又は收

益のうち当該英國の居住者の持分に対応する部分については、この条約のいかなる規定も、英國が当該英國の居住者に対し租税を課することを妨げうつべきではない。

3 を妨げるものではない  
条約第十三条规定、財産の譲渡から生ずる収益であつて、当該財産が譲渡せらる才收玉

る収益において、当該財産が譲渡される財政年度のいずれかの時点において英國の居住者である者又は当該財産が譲渡される財政年度に先立

つ六財政年度の間のいずれかの時点において英

4 条約第十四条1に関し、ストックオプション制度に基づき被用者が享受する利益、所得又は収益であってストックオプションの付与から行使までの期間に関連するものは、同条の適用上、「その他これらに類する報酬」とされることが了解される。

さらに、被用者が次の(a)から(d)までに掲げる要件を満たす場合には、二重課税を回避するため、ストックオプションの行使の時に当該被用者が居住者とならない締約国は、当該利益、所得又は収益のうち当該被用者が勤務を当該締約国内において行つた期間中当該ストックオプションの付与から行使までの期間に関連する部分についてのみ租税を課すことができるところが了解される。

- (a) 当該被用者が、その勤務に関する当該ストックオプションを付与されたこと。
- (b) 当該被用者が、当該ストックオプションの付与から行使までの期間中両締約国内において勤務を行つたこと。
- (c) 当該被用者が、当該行使の日において勤務を行つていること。
- (d) 当該被用者が、両締約国の法令に基づき両締約国において当該利益、所得又は収益について租税を課されることになること。

除去されない二重課税を生じさせないため、両締約国の権限のある当局は、このようなストックオプション制度に関連する条約第十四条及び第二十三条の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を、条約第二十五条の規定に基づく合意によって解決するよう努める。

5 条約第二十二条7(e)に関し、条約第十条3の適用上、同条3の特典を要求する法人の株式を

平成十八年四月七日 参議院会議録第十三号

直接又は間接に所有する者が同等受益者であるか否かを決定するに当たつては、その者は、当該特典を要求する法人が所有している同条に規定する配当を支払う法人の発行する議決権のある株式と同数の株式を所有しているもののみなされることが了解される。

6 条約第二十三条1に關し、3の規定により収益に對して英國が租税を課する場合には、英國は、当該収益が日本国内の源泉から生じたものであるとした場合における条件と同様の条件で、同条に規定する方法に従つて二重課税を除去する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千六年二月二日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この議定書は、我が国とインドとの間の現行的租税条約を改正し、配当等に対する限度税率を引き下げるとともに、みなし外国税額控除に関する規定を削るものである。この議定書の締結により、我が国とインドとの間での課税権の調整が更に図られることになり、両国間の経済的交流、人的交流等が促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

日本国のために

野上義一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国  
のために

ドーン・プリマローロ

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と印度共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年四月四日

外交防衛委員長 外交防衛委員長

参議院議長 扇 千景殿

日本国政府及び印度共和国政府は、

## 千九百八十九年三月七日にニユーデリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国との間の条約(以下「条約」という。)を改正することを希望して、

第一次の協定に依り協定した。

第一条 条約第十一条2を次のように改める。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国に従つて租税を課すことができる利得につての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 条約第十二条2を次のように改める。

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

第三条 条約第十二条2を次のように改める。

2 1の使用料及び技術上の役務に対する料金に對しては、これらが生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料又は技術上の役務に対する料金の受益者である場合には、当該使用料又は技術上の役務に対する料金の額の十パーセントを超えないものとする。

第四条 条約第十二条3(c)を削る。

## 第五条

1 この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。

この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に對しては、

(ii) この議定書がある年の六月三十日以前に効力を生ずる場合には、その年の七月一日以後に租税を課される額

(iii) この議定書がある年の七月一日以後に効力を生ずる場合には、その年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(iv) この議定書がある年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(v) 一日以後に租税を課される額

(vi) この議定書がある年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(vii) 一日以後に支払われ、又は貸記される額

(viii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に支払われる額

(ix) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(x) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xi) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xiii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xiv) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xv) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xvi) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xvii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xviii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xix) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xx) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxi) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxiii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxiv) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxv) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxvi) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxvii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxviii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxix) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxx) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxxi) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxxii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxxiii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxxiv) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に

(xxxv) この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度の所得に



海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部  
を改正する法律案

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一  
部を改正する法律

(港湾法の一部改正)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一項中「港湾区域」を「港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これららのうち、「」に改める。

官 報 (号 外)

第三十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。  
国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理

組織を設置し、及び管理することができる。

一 申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)を迅速かつ的確に処理するためのもの

二 波浪に関する情報その他国土交通省令で定める情報(以下この条において「波浪情報等」という。)の収集、分析及び提供により港湾工事を効率的に実施するためのもの

2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者又は同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。

3 港湾管理者は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

4 港湾管理者は、第二項の認定をするに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を公衆の総覽に供することとその他の第六項の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

5 港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、特定埠頭の運営の事業の概要その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

6 港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定埠頭を構成する行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。)を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

7 前項の規定による貸付けについては、民法第五百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用

めることにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

二 第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、第六項の規定による貸付けについて準用する。

9 第六項の規定により港湾管理者が同項に規定する行政財産を第二項の認定を受けた者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十条の三第六項の規定により貸付けをする場合」とする。

10 港湾管理者は、特定埠頭の運営の事業が第一項に定める要件に該当しなくなつたと認めることは、第二項の認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

11 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなければ、第二項の認定を取り消すことができる。この場合において、港湾管理者は、速やかに、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

12 前各項に定めるもののほか、特定埠頭の貸付けに關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五十四条の二の次に次の二条を加える。  
(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)  
3 国土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第五十二条第三項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

第五十五条の見出し中「行政財産等」を「行政財産」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、「(平成三年法律第

官 報 (号 外)

九十九号」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十五条の七第二項中「政令で定める用途に供する岸壁又はさん橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 政令で定める用途に供する岸壁又はさん橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設

二 政令で定める用途に供する荷さばき施設であつて埠頭の近傍に立地するもの及びこれに附帯する政令で定める道路その他の港湾施設

三 前項の規定による確認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は登録確認機関に確認の申請をすることができる。

第五十六条の二の二の次に次の十八条を加える。

（登録）

第五十六条の二の二の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条中「港湾の施設」の下に「(以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。)を、「ほか」の下に「技術基準対象施設に必要とされる性能に関して」を、「基準」の下に「(以下「技術基準」という。)」を加え、同条に次の三項を加える。

2 技術基準対象施設であつて、公共の安全その他公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定めるものを建設し、又は改良しようとする者(国を除く。)は、その建設し、又は改良する技術基準対象施設が技術基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は次条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録確認機関」という。)の確認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合は、この限りでない。

（登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)に占つては、業務を執行する社員)に占める港湾建設等関係者の役員又は職員(過去二年間に当該港湾建設等関係者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、港湾建設等関係者の役員又は職員(過去二年間に当該港湾建設等関係者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十六条の二の八第一項の確認員が適合判定を実施し、その人数が二名以上であること。

（登録の更新）

第五十六条の二の四 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前条(第五項を除く。)の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（確認の義務）

第五十六条の二の五 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。

2 登録確認機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により確認業務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五十六条の二の六 登録確認機関は、第五十六条の二の三第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更を負う者(以下この号及び第五十六条の二

しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(確認業務規程)

第五十六条の二の七 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程（以下「確認業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(確認員)

第五十六条の二の八 確認員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において土木工学その他港湾の施設に関する必要な課程を修めて卒業した者又は国土交通省令で定めるこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、国土交通省令で定める試験研究機関において十年以上港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に関する試験研究の業務（国土交通省令で定めるものに限る。）に従事した経験を有するもののうちから選任しなければならない。

2 登録確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣

にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 國土交通大臣は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は確認業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。

4 前項の規定による命令により確認員を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。（秘密保持義務等）

第五十六条の二の九 登録確認機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員（確認員を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であつた者は、確認業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 登録確認機関及びその職員で確認業務に從事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十六条の二の十 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電子磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下

この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十三条第一項において「財務諸表等」というを作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 港湾建設等関係者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されるているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求において同じ。）及びその職員（確認員を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であつた者は、確認業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前号の書面の謄本又は抄本の請求

3 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもの

の閲覧又は謄写の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（業務の休廃止）

第五十六条の二の十一 登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(登録の取消し等)

第五十六条の二の十二 國土交通大臣は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するとときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ず

確認機関が第五十六条の二の三第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第五十六条の二の十三 國土交通大臣は、登録確認機関が第五十六条の二の五の規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行つべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十六条の二の十四 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十六条の二の十五 國土交通大臣は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するとときは、その登録を取り消し、又は期間を定め



に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十六条の二の九第一項の規定に違反した者

二 第五十六条の二の十五の規定による業務の停止の命令に違反した者

第六十二条中「前条第一項から第三項まで」を「前条第一項から第四項まで」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「同条第一項から第三項まで」を「各本項」に改め、同条ただし書を削る。

第六十三条中「第五十六条の三第一項後段但書」を「第五十六条の三第一項後段ただし書」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第五十六条の二の十第一項の規定に違反し

て財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第

二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正)

第二条 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律

第一条 この法律は、特定外貿埠頭の管理運営(目的)

第一条 この法律は、特定外貿埠頭の管理運営

を効率的に行うための措置を定めることによ

り、国際海上輸送の円滑化を図り、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外貿埠頭」とは、次に掲げる施設及びその附属施設の総体をい

う。

一 外貿貨物定期船(本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて一定の日程表に従つて船舶を就航させ、主として貨物の運送を行う事業の用に供される船舶をい

う。次号において同じ。)を係留するための岸壁及びその前面の泊地

二 前号の岸壁に係留される外航貨物定期船に係る貨物の荷さばきを行うための固定的な施設

三 前二号の施設の機能を確保するために必要な護岸及び臨港交通施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第五項第四号に掲げる臨港交通施設をいう。)

四 前三号の施設の敷地

2 この法律において「特定外貿埠頭」とは、旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団が建設した外貿埠頭をいう。

第三条の見出しを「特定外貿埠頭の管理運営(株式)

を行ふ者の指定)に改め、同条第一項中「前条第一項の指定」を「国土交通大臣に、「一を限り、行うものとする」を、「その特定外貿埠頭の

管理運営を行ふ者として指定することができ

る」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 申請者が港湾法第二条第一項に規定する

の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け)

第三条第一項第二号イ中「公団が建設し、又は自ら建設した」を削り、「旧公団法第二条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同号ハ中「公団が建設し、又は自ら建設した」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「役員」を「取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)」に改め、同号ハ中「禁錮」に改め、同号ハ中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「前条第一項」を「前項」に改め、同条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「前条第一項」を「第一項」に、「指定法人の名称、住所及び事務所」を「当該指定を受けた者(以下「指定会社」という。)の商号及び本店」に改め、同条第四項中「指定法人」を「指定会社」に、「名称、住所及び事務所」を「商号又は本店」に改める。

第六条 政府は、港湾管理者が指定会社に対し港湾計画においてその建設又は改良に目的とするものであること。

第三条第一項第二号イ中「公団が建設し、又

は自ら建設した」を削り、「旧公団法第二条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同号ハ中「公団が建設

し、又は自ら建設した」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「役員」を「取締役及び監査

役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執

行役)」に改め、同号ハ中「禁錮」に改め、同号ハ中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「前条第一項」を「前項」に改め、同条第三項中「運輸大

臣」を「国土交通大臣」に、「前条第一項」を「第一項」に、「指定法人の名称、住所及び事務所」を「当該指定を受けた者(以下「指定会社」という。)の商号及び本店」に改め、同条第四項中「指定法

人」を「指定会社」に、「名称、住所及び事務所」を「商号又は本店」に改める。

第七条第一項中「指定法人」を「指定会社」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「の認可を受けなければならない」を「に提出しなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国土交通大臣は、前項の規定による事業計画及び収支予算の提出があつたときは、遅滞なく、これらの写しを関係港湾管理者に交付するものとする。

第七条第三項中「指定法人」を「指定会社」に、「事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録」を「貸借対照表、損益計算書及び事業報告書」に改める。

第五条 指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権を保有していかなければならない。

第六条 政府は、港湾管理者が指定会社に対し港湾計画においてその建設又は改良に目的とするものであること。

第三条第一項第二号イ中「公団が建設し、又

は自ら建設した」を削り、「旧公団法第二条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同号ハ中「公団が建設

し、又は自ら建設した」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「役員」を「取締役及び監査

役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執

行役)」に改め、同号ハ中「禁錮」に改め、同号ハ中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「前条第一項」を「前項」に改め、同条第三項中「運輸大

臣」を「国土交通大臣」に、「前条第一項」を「第一項」に、「指定法人の名称、住所及び事務所」を「当該指定を受けた者(以下「指定会社」という。)の商号及び本店」に改め、同条第四項中「指定法

人」を「指定会社」に、「名称、住所及び事務所」を「商号又は本店」に改める。

第七条第一項中「指定法人」を「指定会社」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「の認可を受けなければならない」を「に提出しなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国土交通大臣は、前項の規定による事業計画及び収支予算の提出があつたときは、遅滞なく、これらの写しを関係港湾管理者に交付するものとする。

第七条第三項中「指定法人」を「指定会社」に、「事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録」を「貸借対照表、損益計算書及び事業報告書」に改める。

# 官報 (号外)

第八条及び第九条中「指定法人」を「指定会社」に改める。

第十六条の前の見出し及び同条を削り、第十一条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「指定法人」を「指定会社」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「指定法人」を「指定会社」に、「に」を「いずれかに」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二号中「この法律」を「又はこの法律」に改め、「又は第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により認可を受けた事項」を削り、同項第三号中「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項中「指定法人」を「指定会社」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第四項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「指定法人」を「指定会社」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「指定法人」を「指定会社」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「指定会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十七条の前に見出しつけて「罰則」を付

し、同条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「者は、十万円」を「場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円」に改める。

第十八条次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第十八条を次のように改める。

第十八条次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

目次

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 水先人

第一節 水先人の免許及び水先人試験(第四条～第十三条)

第二節 登録水先人養成施設等(第十四条～第三十二条)

第三章 水先及び水先人(第三十三条～第四十七条)

第四章 水先人会及び日本水先人会連合会(第五十五条～第五十八条)

第五章 監督(第五十九条～第六十九条)

第六章 雑則(第七十条～第七十四条)

第七章 罰則(第七十五条～第八十一条)

第二節 日本水先人会連合会(第五十五条～第五十八条)

第三章 水先人会(第四十八条～第五十四条)

第四章 監督(第五十九条～第六十九条)

第五章 雑則(第七十条～第七十四条)

第六章 罰則(第七十五条～第八十一条)

附則

第一条中「及び」を「並びにその養成及び確保のための措置を講ずるとともに」に、「あわせて」を併せてに改める。

第三十三条中「第三十一条第三号」を「第七十号、第七十七条第四号又は第七十八条第一号から第三号まで」に、「罰する外」を「罰するほかに、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同条を第八十一条とする。

第五条第一号、第七十六条第一号若しくは第二号、第七十七条第四号又は第七十八条第一号から第三号まで」に、「罰する外」を「罰するほかに、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同条を第八十一条とする。

第三十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「二万円」を「五十万円」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中の「第二十二条の二第一項」を「第四十七条规定に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中

「第二十二条の二第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中

「第二十六条から第二十八条规定に改め、同号を同条第四号とし、同条を第七十条とし、同条第三号に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「第二十九条规定に改め、同号を同条第四号とし、同条を第七十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

第七十八条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条(第三十二条において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第二十条(第三十二条において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十五条(第三十二条において準用する場合を含む)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十六条第一項(第三十二条において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第四十四条の規定に違反した者

五 第四十五条第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同条第二項の規定に違反して水

先修業生を伴つた者

六 第六十六条又は第六十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十九条 水先人会又は日本水先人会連合会

(水先法の一部改正)

第三条 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)

の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

が第五十条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に基づく政令に違反して、登記をすることを怠つたときは、その水先人会又は日本水先人会連合会の代表者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 第二十二条第一項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十一

条第二項各号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「五万円」を「百万円」に改め、同

条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第二十二条第二項の規定により国土交通省令で定める額」を「第四十六条第四項の規定による届出をしないで、又は届け出た水先料」に改め、「支払い、又は」を削り、同号を同条第一号とし、

同号の次に次の二号を加える。

二 第四十六条第五項の規定による命令に違反して、水先料を受領した者

三 第四十六条第六項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

第五十三条第四号中「第二十二条の二第二項又は第二十四条の二」を「第四十七条第二項又は第六十一条」に改め、同条を第七十六条とし、第五章中同条の前に次の二号を加える。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第三十五条第一項又は第三十六条第二項の規定に違反して、水先人を乗り込ませなかつた者

三 第三十七条又は第三十八条の規定に違反した者

第五章を第七章とする。

第三十条を削る。

第二十九条第一項中「若しくは水先人会」を「水先人会若しくは日本水先人会連合会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十九条第三項を削り、第四章中同条を第六十九条とする。

第二十九条第一項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

六十九条とする。

第二十八条中「第二十三条に規定する」を「第五十九条第一号又は第二号に掲げる」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の二号を加える。

(国土交通大臣に対する報告義務)

第六十八条 水先人会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣に報告しなければならない。

第五十九条 國土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判局が審判を開始したときは、この限りでない。

第二十七条を第六十六条とする。

第二十六条の前の見出しを削り、同条中「海難審判法」の下に「(昭和二十二年法律第百三十

五号)」を加え、同条を第六十五条とし、

第五十三条の見出しとして「(届出)」を付する。

第二十五条の見出し中「水先人会」の下に「又

は日本水先人会連合会」を加え、同条中「水先人会」の下に「又は日本水先人会連合会」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条を第六十四条と

する。

第二十四条の四中「第二十三条から第二十四

条の二まで」を「第五十九条から第六十一条ままで」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十四条の三を第六十二条とする。

第二十四条の二中「行なうにあたり」を行なうに当たりに改め、同条を第六十一条とする。

第二十四条第一項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前

項の場合について準用する。

第二十九条第三項を削り、第四章中同条を第六十九条とする。

第二十八条中「第二十三条に規定する」を「第五十九条第一号又は第二号に掲げる」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の二号を加える。

(免許の取消し等)

第六十条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(免許の取消し等)

第五十九条 國土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免

許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告するこ

とができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判局が審判を開

始したときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規

定若しくはこれらに基づく处分に違反したとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規

定若しくはこれらに基づく处分に違反したとき。

二 水先人としての業務を行なうに当たり、海

上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二

第七十三条 この法律に定めるもののほか、こ

号)その他の法令の規定に違反したとき。

三 水先人がその業務を行なうに当たり、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき又は非行があつたとき。

第二十三条の前の見出し及び同条を削る。

第四章を第五章とし、同章の次に次の二章を

非行があつたとき。

第六章 雜則

(関係者の責務)

第七十条 水先人、水先人会、船長、船舶所有者その他の関係者は、水先人の養成及び確保に関し必要な措置を講ずることにより、水先

人の養成を行なう者がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならぬ

い。

第七十二条 この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、政令で定めるとこ

ろにより、地方運輸局長に行わせることができる。

(職権の委任)

第七十三条 この法律の規定により国土交通

大臣の職権に属する事項は、政令で定めるとこ

ろにより、地方運輸局長に行わせることができる。

(職権の委任)

第七十四条 この法律の規定により国土交通

大臣の職権に属する事項は、政令で定めるとこ

ろにより、地方運輸局長に行わせることができる。

(職権の委任)

官報 (号外)

の法律の実施のため必要な手続その他の事項  
は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三章中第二十二条の六を第五十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(財務諸表等)

第五十四条 水先人会は、毎事業年度経過後三月以内に、財務諸表等を作成し、事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 日本水先人会連合会

第五十五条 全国の水先人会は、日本水先人会連合会を設立しなければならない。

2 日本水先人会連合会は、水先人会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本水先人会連合会は、法人とする。

4 水先人会は、当然、日本水先人会連合会の会員となる。  
(日本水先人会連合会の会則)  
第五十六条 水先人会は、日本水先人会連合会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

ければならない。

2 日本水先人会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九条第二項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項

二 水先人の確保に関する規定

三 水先人会の会員の研修に関する規定

四 その他重要な会務に関する規定

(会則遵守の義務)

第五十七条 水先人会及び水先人会は、日本水先人会連合会の会則を守らなければならない。

(水先人会に関する規定の準用)

第五十八条 第四十八条第四項、第四十九条第三項、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定は、日本水先人会連合会について準用する。

第二十二条の五中「水先人会が設立されている水先区について水先人の免許を受けた」を削り、「当該」を「その免許に係る水先区に設立されている」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十二条の四第一項中「水先区を同一にする」を削り、同条第二項第二号中「会の代表者その他」を削り、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二十二条の三第一項中「水先区を同一にする」を削り、「当該水先区について」を「水先区ごとに」に改め、同条第二項中「水先人会は」の下に「会員の品位を保持し」を、「水先業務の」の下に「適正かつ」を加え、「行なう」を「行う」に、「及び連絡」を「連絡及び監督」に改め、同条に次の二項を加える。

九 会費に関する規定

第二十二条の四第二項第六号の次に次の二号を加える。

七 水先人の品位保持に関する規定

第二十二条の四第三項に次のただし書を加えて準用する。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条及び第五十条の規定は、水先人会について準用する。  
第二十二条の三を第四十八条とする。

ただし、水先人会の事務所の所在地その他

の国土交通省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十二条の四を第四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

二 第二十二条第二項を次のように改める。

2 水先人は、水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三節 水先人会

第二十二条に次の四項を加える。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

4 水先人は、第二項の認可を受けた水先料の上限の範囲内で水先料を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 國土交通大臣は、前項の水先料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該水先人に対し、期限を定めてその水先料を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の水先人との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

第二十二条を第四十六条とし、第二十一条を

第二十二条の二を第四十七条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 水先人会及び日本水先人会連合会



官 報 (号 外)

## 二 登録水先人養成施設における水先人の養成

成を行ふ者（以下「登録水先人養成実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録水先人養成試験における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土交通省令で定める課程の区分

四 登録水先人養成事務を行なう事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

務の実施に関する規程(以下「登録水先人養成事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

登録水先人養成事務規程には、登録水先人養成施設における水先人の養成の方法、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

人養成実施機関の業務時間内は、いつでも、  
次に掲げる請求をすることができる。ただし、  
第二号又は第四号の請求をするには、登  
録水先人養成実施機関の定めた費用を支払わ  
なければならない。

（登録の取消し等）  
第二十四条　国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 第十五条第二項第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

**第十六条 第五条第一項第二号の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。**

<sup>2</sup> 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録水先人養成事務の実施に係る義務)

に、かつ国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録水先人養成事務を行ななければならない。

（登録事項の変更の届出）

第一八条 第一項第一号の規定に依る場合に、第一五  
条第三項第二号から第五号までに掲げる事項

を変更しようとすると、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登錄水先人養成事務規程)

**第十九条** 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務の開始前に、登録水先人養成事

平成十八年四月七日 參議院會議錄第十三号

<p>務の実施に関する規程(以下「登録水先人養成事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 登録水先人養成事務規程には、登録水先人養成施設における水先人の養成の方法、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。</p>
<p>(登録水先人養成事務の休廃止)</p>
<p>第二十条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p>
<p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</p>
<p>第二十一条 登録水先人養成実施機関(国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。</p>
<p>登録水先人養成施設における教育を受けようとする者その他の利害関係人は、登録水先</p>
<p>人養成実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水先人養成実施機関の定めた費用を支払わなければならない。</p>
<p>一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求</p>
<p>二 前号の書面の謄本又は抄本の請求</p>
<p>三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p>
<p>(適合命令)</p>
<p>第一十二条 國土交通大臣は、登録水先人養成施設が第十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水先人養成実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
<p>(改善命令)</p>
<p>第一十三条 國土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が第十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ</p>

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五条第一項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十五条 登録水先人養成実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録水先人養成事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第二十六条 國土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務に關し報告させ、又はその職員に、登録水先人養成実施機関の事務所に立ち入り、登録水先人養成事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (国土交通大臣による水先人の養成)

第二十七条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関がないとき、第二十条の規定による登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、登録水先人養成実施機関に対し登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録水先人養成実施機関が天災その他の事由により登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、水先人の養成に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

#### (公示)

第二十八条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第五条第一項第二号の登録をしたとき。

二 第十八条又は第二十条の規定による届出があつたとき。

三 第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条の規定により国土交通大臣が水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を

自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（水先免許更新講習の登録）

第二十九条 第十条第三項の登録は、水先免許更新講習を行おうとする者の申請により行う。

#### (登録の要件等)

第三十条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免許更新講習が行われるものであること。

#### イ 講義室

#### ロ 操船シミュレータ

ハ 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材

（1）海上における事故及び灾害の防止に関すること。

（2）最新の船舶技術に関すること。

（3）最新の海事法令に関すること。

二 視聴覚教材を使用するために必要な設備

（1）海上における事故及び灾害の防止に関すること。

（2）最新の船舶技術に関すること。

（3）最新の海事法令に関すること。

3

第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条の規定により国土交通大臣が水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を

く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

八 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

（1）一級水先人の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上水先業務に従事した経験を有するもの

（2）船舶職員法別表第三の上欄一の項の三級海技士（航海）養成施設において、講師として一年以上船舶職員の養成に従事した経験を有する者

（3）（1）又は（2）に掲げる者と同等以上の能力を有するものであること。

二 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

い

#### （準用）

第三十二条 第十七条から第二十八条までの規定は、登録水先免許更新講習、登録水先免許更新講習実施機関及び登録水先免許更新講習事務について準用する。この場合において、

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3

第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条の規定により国土交通大臣が水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を

講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録水先免許更新講習を行う者（以下「登録水先免許更新講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録水先免許更新講習における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じてするもの

四 登録水先免許更新講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める課程の区分

四 登録水先免許更新講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める課程の区分

四 登録水先免許更新講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める課程の区分

#### （登録の更新）

第三十三条 第十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

#### （準用）

第三十二条 第十七条から第二十八条までの規定は、登録水先免許更新講習、登録水先免許更新講習実施機関及び登録水先免許更新講習事務について準用する。この場合において、

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者



第三条を第四条とし、第二章中同条の前に次の節名を付する。

### 第一節 水先人の免許及び水先人試験

第二条中「代つて」を「代わつて」に改め、第一章中同条を第三条とする。

第一条の二第三項を次のように改める。

3 この法律において「水先修業生」とは、第五

条第一項第二号に規定する登録水先人養成施

設の課程を修習中の者をいう。

第一条の二を第二条とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機

構法の一部改正)

第四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を

次のように改正する。

第二十二条第一項第九号中「この項において」を削り、「という。」の下に「又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金」を加え、同項中第十二号を削り、第十

三号を第十二号とし、第十四号から第十六号ま

でを一號ずつ繰り上げる。

第二十五条中「関する試験研究」の下に「若しくは高度船舶技術を用いた船舶等の製造」を加える。

第十七条第一項第二号中「及び第八号の業務

並びに」を「から第十二号までの業務及び」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第十二

条第一項第十五号」を「第十二条第一項第十四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五

号を同項第四号とし、同条第二項中「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第十八条第一項中「から第五号まで」を「及び

第四号」に改める。

第十九条第一項第一号中「第十四号」を「第十

三号」に改める。

第二十二条中「業務」の下に「(試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。)」を加える。

附則第十一条第八項中「第十七条第一項第二号中「並びに」を「第十七条第一項第二号中「及

び」に、「附則第十一条第一項第一号の業務」を

「附則第十一条第一項第一号及び第二号の業務」に改め、「これらに附帯する業務」とあるのは

「附則第十一条第一項第二号の業務並びにこれ

らに附帯する業務」と、同項第四号中「を削り、

「同項第五号」を「同項第四号」に、「とあるのは

「第十二条第一項第九号及び附則第十一条第一

項第二号」を「の業務(試験研究資金に充てるた

めの助成金を交付する業務に限る。)」とあるの

は「第十二条第一項第九号及び附則第十一条第一

項第二号」を「の業務(試験研究資金に充てるた

めの助成金を交付する業務に限る。)」とあるの

一日又はこの法律の公布の日のいすれか遅い日

とされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、附則第十八条の規定による改

正前の港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律

第二十五号)第四条第一項第五号及び第二項第

五号、第七条第一項並びに附則第十八項の規定

は、次条第四項の規定により指定法人が解散す

るまでの間は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に存する旧外貿法第二

条第一項の規定により神戸港につき指定された

法人(以下この項において「神戸港指定法人」と

いう。)については、附則第二十二条の規定によ

る改正前の阪神・淡路大震災に対処するための

特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七

年法律第十六号)第七十一条第一項、第七十二

条第一項及び第七十三条の規定は、次条第四項

の規定により神戸港指定法人が解散するまでの

間は、なおその効力を有する。

第四条 指定法人は、第二条の規定による改正後

の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(以下

「新外貿法」という。)第三条第一項の規定による

指定に際し、当該指定に係る指定会社に対し、

その財産の全部を出資するものとする。この場

合においては、前条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされる旧外貿法第九条第

一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により指定法人が行う出資に係る

給付は、新外貿法第三条第一項の規定による指

定の時に行われるものとする。

3 指定法人が出資によって取得する指定会社の

株式は、新外貿法第三条第一項の規定による指

定の時に、当該指定に係る港湾の港湾管理者に

無償譲渡されるものとする。

(号外) 報官

- 4 指定法人は、新外貿法第三条第一項の規定によりその指定の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において当該指定に係る指定会社が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 5 指定法人の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 6 指定法人の解散の日の前日を含む事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。
- 7 第四項の規定により指定法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 第五条 前条第四項の規定により指定会社が承継した旧外貿法第二条第三項及び第六条(附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む)の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。(水先法の一部改正に伴う経過措置)
- 第六条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水先法(以下「旧水先法」といいう。)を受けている者は、一部施行日から一年間は、新水先法第一項第一号に掲げる一級水先人の資格についての水先人の免許(以下「一級水先人免許」といいう。)を受けたものとみなす。この場合において、当該一級水先人免許を受けたものとみなされる者に係る一級水先人の有効期間は、新水先法第十条第一項の規定にかかわらず、その者に係る旧免許につ

- いて、旧水先法第八条第一項の規定によりその更新を受けなければその効力を失うこととされる日の前日までとする。
- 第七条 新水先法第五条第一項第二号又は第十条(以下「旧水先人会」という。)は、新水先法による法人たる水先人会(以下「新水先人会」という。)となり、旧水先人会の役員は、退任するものとする。
- 二条において準用する場合を含む)の規定による登録水先人養成事務規程その他の規程の届出についても、同様とする。
- 第八条 新水先法第六条第二号の規定は、一部施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者について適用し、一部施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格条項については、なお従前の例による。
- 第九条 附則第六条第四号の規定は、一部施行日以後に船長又は航海士の職務につき業務の停止の処分を命ぜられた者について適用する。
- 第十条 新水先法第六条第五号の規定のうち航海士の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられた者に係る部分は、一部施行日以後に航海士の職務につき三回以上業務の停止の処分を命ぜられた者について適用する。

- 第十二条 附則第六条から前条までに規定するもののか、一部施行日前に旧水先法(これに基づく命令を含む)の規定によりつてした処分、手続その他の行為であつて、新水先法(これに基づく命令を含む)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
- 第十三条 附則第六条から前条までに規定するもののか、一部施行日前に旧水先法(これに基づく命令を含む)の規定によりつてした処分、手続その他の行為であつて、新水先法(これに基づく命令を含む)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
- 第十四条 附則第六条の規定による改正後の独立行政構法の一部改正に伴う経過措置
- 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
- (検討)
- 第十六条 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する法律の一部改正)
- 第十七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律の一部改正)

- 第十八条 法律の一部改正に伴う経過措置
- 第十九条 附則第六条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る經理から適用する。
- 第二十条 第四条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る經理から適用する。
- 第二十一条 第四条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る經理から適用する。
- 第二十二条 第四条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る經理から適用する。
- 第二十三条 第四条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る經理から適用する。
- 第二十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為(罰則に関する経過措置)



官報(号外)

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三を削る。

第二十二条を次のように改める。

別表第一号の三を削り、同表第十二号中「特定埠頭運営効率化推進事業」を「削除」に改め定埠頭運営効率化推進事業に伴う経過措置

第二十四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十一条の三の規定による内閣総理大臣の認定に係る同条に規定する特定埋立地であるものについては、その全部の区域について新港湾法第五十八条第三項の規定による港湾管理者の告示がされている区域であるものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧特区法第二十二条第一項の規定により同項に規定する特定埠頭の貸付けを受けている事業者は、新港湾法第五十四条の三第二項の規定により港湾管理者の認定を受けた者とみなす。

審査報告書

意匠法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年四月六日

経済産業委員長 加納 時男

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権の存続期間の延長、役務商標の小売業等への拡大、特許出願の分割制度の見直し等の措置を講するとともに、模倣品輸出の

侵害行為への追加、知的財産権の侵害に対する刑罰の強化等、知的財産権の保護の強化を図るための規定を整備しようとするものであり、

妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国産業の国際競争力を強化するには、知的財産権の適切な保護が重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 中小企業を始め我が国産業が甚大な被害を被つてゐる国内外における商標、意匠等の侵害行為を防止するため、経済産業省は主導的に関係省庁間の連携体制を強化し、取締りのための協力を一層努めるほか、国際的な連携を図り侵害事犯発生国等に対する働きかけを更に強化すること。

二 近年、個人輸入、インターネットオークションによる模倣品流通の拡大が深刻な問題となつてゐることにかんがみ、これらへの対策の在り方について早急に具体的検討を行うこと。

三 本改正による権利保護の強化が産業活動の一層の活性化に資するよう、また、グローバルな産業活動を円滑化するため、例えば世界特許の

実現を目指すなど、国際的な制度調和を進める

こと。

右決議する。

意匠法等の一部を改正する法律案

右

平成十八年三月七日

国会に提出する。

意匠法等の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

意匠法等の一部を改正する法律案

意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)

意匠法等の一部を改正する法律案

意匠法等の一部を改正する法律案

る。

て、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前に当該

意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

意匠登録出願を「十四日」を「三十日」に改めること。

意匠登録出願を「二十四日」を「二十四日第一項」に改める。

意匠登録出願を「二十九日」を「三十日」に改める。

意匠登録出願を「三十日」を「三十日」に改める。

第二十一条中「十五年」を「二十年」に改める。

第二十四条の前の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせることに基づいて行うものとする。

第三十八条を次のように改める。

(侵害とみなす行為)

第三十八条次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

第三十二条第一項第三号中「第十五年」を「第二十年」に改める。

第四十四条の三第二項に次の二号を加える。

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

第四十八条第一項第一号中「第十条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第五十五条第二項に次の二号を加える。

三 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

第六十九条の見出しを削り、同条の前に見出

しとして「(侵害の罪)」を付し、同条中「侵害し

た者」の下に「(第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)」を加え、同条を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二

年」に、「又は三百万円」を「若しくは千万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条第一項第一号を次のように改め

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項三億円以下の罰金刑

二 第七十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九

条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第七十条の三中「最先の日。」の下に「第三十六

条の二第二項本文及び」を加える。

第三十六条の二第二項中「二月」を「一年二月」に改め、同項に次の二項を加える。

ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たたな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外國語書面及び外國語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

第四十一条第三項中「第十七条の二第二項」を

を「第一項第一号、第三号」に改め、「掲げる場合」の下に「(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二

項を加える。

4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の單一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにならなければならない。

第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。)の査定及び第六十条第一項に規定する審査に付された特許出願による特許をすべき旨の査定及び第六十条第一項に規定する査定の擔本の送達があつた日から三十日以内に

するとき。

二 特許をすべき旨の査定(第一百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定により特許をすべき旨の査定を除く。)

三 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる

期間内にするとき。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる

期間内にするとき。

二 拒絶をすべき旨の最初の査定の擔本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

三 第四十四条第二項ただし書中「第三十六条の二第二項」を削り、同条に次の二項を加える。

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四十四条第二項ただし書中「第三十六条の二第二項」を削り、同条に次の二項を加える。

6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第一百二十二条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長さ

れた期間を限り、延長されたものとみなす。

第四十六条の二第二項ただし書中「第三十六条の二第二項」を「第三十六条の二第二項ただし書」に改める。

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二条第三項第一号中「提供を含む。以下同

じ。」の下に「輸出」を加え、同項第三号中

「譲渡等」の下に「輸出」を加える。

第三項の二第五項を同条第六項とし、同条

第四項中「前項」を「前二項」に、「第一項第三号」

第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第一百二十二条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長さ

れた期間を限り、延長されたものとみなす。

第四十六条の二第二項ただし書中「第三十六

条の二第二項」を「第三十六条の二第二項ただし書」に改める。







の二、第九条の三又は第十三条第一項において  
準用する特許法第四十三条の二第二項の規定に  
より優先権を主張しようとする場合において、  
最初の出願若しくは千九百零年十二月十四日にブ  
ラッセルで、千九百十一年六月二日にワシント  
ンで、千九百二十五年十一月六日にヘーブ、  
千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百  
五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百  
六十七年七月十四日にストックホルムで改正さ  
れた工業所有権の保護に関する千八百八十三年  
三月二十日のパリ条約第四条C<sup>(4)</sup>の規定により  
最初の出願とみなされた出願又は同条A<sup>(2)</sup>の規  
定により最初の出願と認められた出願の日(以  
下この項において「出願日」という。)が、この法  
律の施行の日前であるときは、この法律の施行  
の日を出願日とみなす。

5 第一項及び前項の規定は、防護標章登録出願  
に準用する。

(施行前からの使用に基づく商標の使用をする  
権利)

第六条 この法律の施行前から日本国内において  
不正競争の目的でなく他人の商標登録に係る指  
定役務又はこれに類似する役務(小売等役務に  
限る。)についてその登録商標又はこれに類似す  
る商標の使用をしていた者は、継続してその役  
務についてその商標の使用をする場合は、この  
法律の施行の際現にその商標の使用をしてその  
役務に係る業務を行つてゐる範囲内において、  
その役務についてその商標の使用をする権利を  
有する。当該業務を承継した者についても、同  
様とする。

2 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適當な表示を付すべきことを請求することができ  
る。

は、「するもの（その商標権に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。）」とする。

条第一項の規定の適用については、同項中、「役務」とあるのは、「役務（第二条第一項に規定する役務を除く。）」とする。

条第二項の規定の適用については、当該特例小売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。  
(使用に基づく特例の適用)

**第八条** 前条第四項の規定により同日にしたもとのみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行

前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとする

ものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができ

2 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、商標法第八条第四項の規定により指定さる。

れた期間内に、その旨を記載した書面及びその商標登録出願が次の各号のいずれにも該当する

ことを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

この販賣部は、金銭の供給と商品の供給との連絡が、施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用をしているものであつた。

第六条 この法律の施行前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の商標登録に係る指定役務又はこれに類似する役務(小売等役務に限る。)についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその役務に係る業務を行つてゐる範囲内において、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

もの(以下この条において「特例小売商標登録出願」という)についての商標法第四条第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの(その商標登録に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。)」とする。

特例小売商標登録出願についての商標法第四条第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「するもの」とあるの

使用者に基づく特例の適用を主張しようとする者は、商標法第八条第四項の規定により指定された期間内に、その旨を記載した書面及びその商標登録出願が次の各号のいずれにも該当することを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標がこの法律の施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用をしているものであること。

条第三項に規定する使用特例商標登録出願の商標登録出願人（当該使用特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの使用特例商標登録出願の商標登録出願人」とする。

5 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の規定は、前項の規定により読み替えられた同法第八条第五項の規定の適用により、同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標に係る商標権について異なつた者を商標権者とする設定の登録があつた場合に準用する。

---

Digitized by srujanika@gmail.com





官 報 (号 外)



官 報 (号 外)

平成十八年四月七日 参議院会議録第十三号

投票者氏名

北岡 秀二君	沓掛 哲男君	倉田 寛之君	小泉 昭男君	小齊平敏文君	後藤 博子君	佐藤 昭郎君	坂本由紀子君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	世耕 弘成君	閑谷 勝嗣君	田中 直紀君	田村耕太郎君	竹中 平藏君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中島 啓雄君	中曾根弘文君	西島 英利君	橋本 聖子君	藤井 基之君	野村 哲郎君	中村 博彦君	中川 雅治君	中島 大輔君	中曾根弘文君	西銘順志郎君	西島 英利君	森元 恒雄君	山内 俊夫君					
北川イツセイ君	国井 正幸君	小池 正勝君	小泉 顯雄君	小林 温君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	山東 昭子君	椎名 一保君	末松 信介君	関口 昌一君	田浦 直君	田村 公平君	伊達 忠一君	竹山 裕君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	二之湯 智君	西田 吉宏君	林 芳正君	舛添 要一君	藤野 公孝君	南野知惠子君	野上浩太郎君	矢野 哲朗君	溝手 顯正君	三浦 一水君	松村 祥史君	岩夫君 政司君	松田 松山	水落 敏栄君	森元 恒雄君	山内 俊夫君
北川イツセイ君	国井 正幸君	小池 正勝君	小泉 顯雄君	小林 温君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	山東 昭子君	椎名 一保君	末松 信介君	関口 昌一君	田浦 直君	田村 公平君	伊達 忠一君	竹山 裕君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	二之湯 智君	西田 吉宏君	林 芳正君	舛添 要一君	藤野 公孝君	南野知惠子君	野上浩太郎君	矢野 哲朗君	溝手 顯正君	三浦 一水君	松村 祥史君	岩夫君 政司君	松田 松山	水落 敏栄君	森元 恒雄君	山内 俊夫君
北川イツセイ君	国井 正幸君	小池 正勝君	小泉 顯雄君	小林 温君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	山東 昭子君	椎名 一保君	末松 信介君	関口 昌一君	田浦 直君	田村 公平君	伊達 忠一君	竹山 裕君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	二之湯 智君	西田 吉宏君	林 芳正君	舛添 要一君	藤野 公孝君	南野知惠子君	野上浩太郎君	矢野 哲朗君	溝手 顯正君	三浦 一水君	松村 祥史君	岩夫君 政司君	松田 松山	水落 敏栄君	森元 恒雄君	山内 俊夫君

山谷えり子君  
山本順三君  
吉村剛太郎君  
脇雅史君  
浅尾慶一郎君  
伊藤基隆君  
池口修次君  
今泉昭君  
江田五月君  
小川敏大君  
大石正光君  
大久保勉君  
岡崎トミ子君  
北澤俊美君  
神本美恵子君  
黒岩宇洋君  
小林正夫君  
輿石東君  
佐藤道大君  
櫻井充君  
島田智哉子君  
鈴木寛君  
高嶋良充君  
谷博之君  
主演了君  
辻泰弘君  
直嶋正行君  
那谷屋正義君  
羽田雄一郎君  
林久美子君  
平野達男君

吉田	山本	若林	朝日	家西	犬塚	足立	朝日	正俊君	博美君
平田	白	内藤	千葉	津田	高橋	榛葉賀津也君	下田	敦子君	富岡由紀夫君
西岡	西岡	西岡	景子君	弥太郎君	千秋君	雄平君	佐藤	泰介君	大塚
広田	健二君	武夫君	君	君	君	君	小林	元君	工藤堅太郎君
	一君						郡司	彰君	喜納
							郡司		加藤
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君
									源幸君
									康弘君
									耕平君
									敏幸君
									昌吉君
									喜納
									大塚
									尾立
									大江
									小川
									岩本
									勝也君

藤本	祐司	前川	清成	君	福山	哲郎	広中和歌子
水岡	俊一	松井	孝治	君	藤本	祐司	君
森	ゆうこ	柳澤	光美	君	水岡	俊一	君
山下	八洲	夫君	和田	ひろ子	君	前川	清成
山本	孝史	君	渡辺	秀央	君	松井	孝治
魚住	裕一	君	白浜	一良	君	森	ゆうこ
間	風	谷合	正明	君	木庭	健太郎	君
間	風	西田	実仁	君	浜	四津敏子	君
角田	山本	福本	潤一	君	山口	那津男	君
角田	渡辺	孝男	君	山本	香苗	君	佳丈
緒方	荒井	廣幸	君	木俣	佳文	君	義一
小池	井上	哲士	君	佳丈	君	義一	君
晃君	靖夫	君	義一	君	義一	君	君

廣野だしに君  
藤末 健三君  
前田 武志君  
松岡 徹君  
市田 忠義君  
紙 智子君  
小林美恵子君  
鈴木 陽悦君  
草川 昭三君  
澤 隆治君  
高野 直樹君  
荒木 進君  
若林 稔君  
秀樹君  
浮島とも子君  
清寛君  
遠山 三君  
博師君  
浜田 昭彦君  
弘友 昌良君  
和夫君  
松 あきら君  
山下 栄一君  
山本 保君  
鰐淵 洋子君  
長谷川憲正君  
鈴木 陽悦君

吉川 勲  
大門 実紀  
近藤 玉  
福島 みづ  
又市 征  
賛成者氏名

仁比	大田	田	預金保險機構理 員(野田忠男君)
	昌秀君	英夫君	
	渕上	貞雄君	
糸数	慶子君		
元君」			
二二八名			
愛知	治郎君		
秋元	司君		
荒井	正吾君		
岩井	國臣君		
荒井	信也君		
岩永	浩美君		
尾辻	秀久君		
太田	豊秋君		
岡田	広君		
加治屋義人君			
狩野	安君		
片山虎之助君			
北川イッセイ君			
小林	正幸君		
小池	正勝君		
鴻池	温君		
祥肇君	顯雄君		

国家公務員等の任命に関する件（預金保険機構理事（長島裕君）、公害等調整委員会委員（磯部力君）、日本銀行政策委員会審議委員（野田忠男君）及び労働保険審査会委員（伊藤博元君））

国家公務員等の任命に関する件「公害等調整委員会委員(辻通明君)」

## 賛成者氏名

二二二名

阿部 正俊君

愛知 治郎君

青木 幹雄君

秋元 司君

荒井 正吾君

泉州 信也君

岩永 浩美君

岩井 國臣君

片山虎之助君

狩野 安君

岸 信夫君

川口 順子君

北川イッセイ君

木村 仁君

岸 崇則君

河合 常則君

柏村 武昭君

金田 勝年君

荻原 健司君

岡田 直樹君

岡田 厚君

市川 一朗君

岩城 光英君

小野 清子君

有村 治子君

市川 光英君

治子君

有村 治子君

岸 勝年君

岸 崇則君

岸 宏一君

岸 崇則君

岸 昭男君

岸 崇則君

佐藤 寛之君

佐藤 寬之君

佐藤 博子君

佐藤 博子君

佐藤 昭郎君

佐藤 昭郎君

佐藤 泰三君

佐藤 泰三君

佐藤 清子君

佐藤 清子君

佐藤 祥肇君

佐藤 祥肇君

佐藤 泰三君

佐藤 泰三君

佐藤 仁君

佐藤 仁君

佐藤 德志君

佐藤 德志君

佐藤 健三君

佐藤 健三君

佐藤 正司君

佐藤 正司君

## 反対者氏名

○名

佐藤 健三君

佐藤 健三君

佐藤 健三君

官 報 (号 外)

## 官 報 (号 外)

反対者氏名		九一名	九二名	九三名	九四名	九五名	九六名
野村 哲郎君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	南野知恵子君	林 芳正君	朝日 信也君	藤原 正司君	前川 清成君
橋本 聖子君	藤井 基之君	橋本 聖子君	藤井 基之君	家西 俊弘君	大塚 直史君	岡田 広志君	岡田 広君
保坂 岩夫君	松山 政司君	保坂 岩夫君	松山 政司君	岩本 岩本君	犬塚 司君	円 より子君	円 より子君
水落 敏栄君	山谷えり子君	水落 敏栄君	山谷えり子君	小川 尾立君	溝手 外添君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
森元 恒雄君	山内 俊夫君	森元 恒雄君	山内 俊夫君	三浦 松村君	三浦 松村君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
吉村剛太郎君	吉谷えり子君	吉村剛太郎君	吉谷えり子君	矢野 大江君	矢野 大江君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
脇 雅史君	山本 順三君	脇 雅史君	山本 順三君	大塚 康弘君	大塚 康弘君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
魚住裕一郎君	加藤 修一君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	源幸君	源幸君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
高野 博師君	草川 昭三君	高野 博師君	草川 昭三君	尾立君	尾立君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
遠山 清彦君	浜田 昌良君	遠山 清彦君	浜田 昌良君	小川 勝也君	小川 勝也君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
白浜 一良君	高木 博美君	白浜 一良君	高木 博美君	山本 顯正君	山本 顯正君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
木庭健太郎君	風間 裕君	木庭健太郎君	風間 裕君	江田 五月君	江田 五月君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
西田 実仁君	高野 博師君	西田 実仁君	高野 博師君	今泉 昭君	今泉 昭君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
浜田 四津敏子君	浜田 昌良君	浜田 四津敏子君	浜田 昌良君	大石 正光君	大石 正光君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
福本 潤一君	高木 博美君	福本 潤一君	高木 博美君	大久保 勉君	大久保 勉君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
山口那津男君	高野 博師君	山口那津男君	高野 博師君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
山本 香苗君	浜田 昌良君	山本 香苗君	浜田 昌良君	神本美恵子君	神本美恵子君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
山下 栄一君	高木 博美君	山下 栄一君	高木 博美君	北澤 俊美君	北澤 俊美君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
松 あきら君	浜田 昌良君	松 あきら君	浜田 昌良君	宇洋君	宇洋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
浜田 昌良君	高木 博美君	浜田 昌良君	高木 博美君	黒岩 正夫君	黒岩 正夫君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
高友 和夫君	高野 博師君	高友 和夫君	高野 博師君	鷹石 輿君	鷹石 輿君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
松 あきら君	浜田 昌良君	松 あきら君	浜田 昌良君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
山本 保君	浜田 昌良君	山本 保君	浜田 昌良君	喜納 喜納君	喜納 喜納君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
市田 忠義君	浜田 昌良君	市田 忠義君	浜田 昌良君	工藤堅太郎君	工藤堅太郎君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
鰐淵 晴子君	浜田 昌良君	鰐淵 晴子君	浜田 昌良君	郡司 郡司君	郡司 郡司君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
紙 智子君	浜田 昌良君	紙 智子君	浜田 昌良君	若林 博一君	若林 博一君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
小林美恵子君	浜田 昌良君	小林美恵子君	浜田 昌良君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
仁比 聰平君	浜田 昌良君	仁比 聰平君	浜田 昌良君	小林 元君	小林 元君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
糸数 慶子君	浜田 昌良君	糸数 慶子君	浜田 昌良君	泰介君	泰介君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
長谷川憲正君	浜田 昌良君	長谷川憲正君	浜田 昌良君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
藤末 健三君	浜田 昌良君	藤末 健三君	浜田 昌良君	芝 博一君	芝 博一君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
藤本 藤本君	浜田 昌良君	藤本 藤本君	浜田 昌良君	下田 敦子君	下田 敦子君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
祐司君	浜田 昌良君	祐司君	浜田 昌良君	櫻井 櫻井君	櫻井 櫻井君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
廣中和歌子君	浜田 昌良君	廣中和歌子君	浜田 昌良君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
福山 哲郎君	浜田 昌良君	福山 哲郎君	浜田 昌良君	東君	東君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
藤本 藤本君	浜田 昌良君	藤本 藤本君	浜田 昌良君	正夫君	正夫君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
祐司君	浜田 昌良君	祐司君	浜田 昌良君	宇洋君	宇洋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
廣野ただし君	浜田 昌良君	廣野ただし君	浜田 昌良君	黒岩 宇洋君	黒岩 宇洋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
吉川 春子君	浜田 昌良君	吉川 春子君	浜田 昌良君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
大門実紀史君	浜田 昌良君	大門実紀史君	浜田 昌良君	雄平君	雄平君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
小池 晃君	浜田 昌良君	小池 晃君	浜田 昌良君	正光君	正光君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
渡辺 靖夫君	浜田 昌良君	渡辺 靖夫君	浜田 昌良君	内藤 正光君	内藤 正光君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
山本 保君	浜田 昌良君	山本 保君	浜田 昌良君	富岡由紀夫君	富岡由紀夫君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
鰐淵 晴子君	浜田 昌良君	鰐淵 晴子君	浜田 昌良君	千葉 千葉君	千葉 千葉君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
紙 智子君	浜田 昌良君	紙 智子君	浜田 昌良君	田名部匡省君	田名部匡省君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
小林忠義君	浜田 昌良君	小林忠義君	浜田 昌良君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
仁比聰平君	浜田 昌良君	仁比聰平君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
糸数慶子君	浜田 昌良君	糸数慶子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
長谷川憲正君	浜田 昌良君	長谷川憲正君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
藤末健三君	浜田 昌良君	藤末健三君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
藤本藤本君	浜田 昌良君	藤本藤本君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
祐司君	浜田 昌良君	祐司君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
廣野ただし君	浜田 昌良君	廣野ただし君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
吉川春子君	浜田 昌良君	吉川春子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
大門実紀史君	浜田 昌良君	大門実紀史君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
小池晃君	浜田 昌良君	小池晃君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
渡辺靖夫君	浜田 昌良君	渡辺靖夫君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
山本保君	浜田 昌良君	山本保君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
鰐淵晴子君	浜田 昌良君	鰐淵晴子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
紙智子君	浜田 昌良君	紙智子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
小林忠義君	浜田 昌良君	小林忠義君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
仁比聰平君	浜田 昌良君	仁比聰平君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
糸数慶子君	浜田 昌良君	糸数慶子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
長谷川憲正君	浜田 昌良君	長谷川憲正君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
藤末健三君	浜田 昌良君	藤末健三君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
藤本藤本君	浜田 昌良君	藤本藤本君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
祐司君	浜田 昌良君	祐司君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
廣野ただし君	浜田 昌良君	廣野ただし君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
吉川春子君	浜田 昌良君	吉川春子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
大門実紀史君	浜田 昌良君	大門実紀史君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
小池晃君	浜田 昌良君	小池晃君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
渡辺靖夫君	浜田 昌良君	渡辺靖夫君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
山本保君	浜田 昌良君	山本保君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
鰐淵晴子君	浜田 昌良君	鰐淵晴子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
紙智子君	浜田 昌良君	紙智子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
小林忠義君	浜田 昌良君	小林忠義君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
仁比聰平君	浜田 昌良君	仁比聰平君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
糸数慶子君	浜田 昌良君	糸数慶子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
長谷川憲正君	浜田 昌良君	長谷川憲正君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
藤末健三君	浜田 昌良君	藤末健三君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
藤本藤本君	浜田 昌良君	藤本藤本君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
祐司君	浜田 昌良君	祐司君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
廣野ただし君	浜田 昌良君	廣野ただし君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
吉川春子君	浜田 昌良君	吉川春子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
大門実紀史君	浜田 昌良君	大門実紀史君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
小池晃君	浜田 昌良君	小池晃君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
渡辺靖夫君	浜田 昌良君	渡辺靖夫君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
山本保君	浜田 昌良君	山本保君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
鰐淵晴子君	浜田 昌良君	鰐淵晴子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
紙智子君	浜田 昌良君	紙智子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
小林忠義君	浜田 昌良君	小林忠義君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
仁比聰平君	浜田 昌良君	仁比聰平君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
糸数慶子君	浜田 昌良君	糸数慶子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
長谷川憲正君	浜田 昌良君	長谷川憲正君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
藤末健三君	浜田 昌良君	藤末健三君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
藤本藤本君	浜田 昌良君	藤本藤本君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
祐司君	浜田 昌良君	祐司君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
廣野ただし君	浜田 昌良君	廣野ただし君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
吉川春子君	浜田 昌良君	吉川春子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
大門実紀史君	浜田 昌良君	大門実紀史君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
小池晃君	浜田 昌良君	小池晃君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
渡辺靖夫君	浜田 昌良君	渡辺靖夫君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
山本保君	浜田 昌良君	山本保君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
鰐淵晴子君	浜田 昌良君	鰐淵晴子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
紙智子君	浜田 昌良君	紙智子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
小林忠義君	浜田 昌良君	小林忠義君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
仁比聰平君	浜田 昌良君	仁比聰平君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
糸数慶子君	浜田 昌良君	糸数慶子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
長谷川憲正君	浜田 昌良君	長谷川憲正君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
藤末健三君	浜田 昌良君	藤末健三君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
藤本藤本君	浜田 昌良君	藤本藤本君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
祐司君	浜田 昌良君	祐司君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
廣野ただし君	浜田 昌良君	廣野ただし君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	峰崎 道樹君	森 ゆうこ君
吉川春子君	浜田 昌良君	吉川春子君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君	柳田 築瀬君	柳澤 光美君
大門実紀史君	浜田 昌良君	大門実紀史君	浜田 昌良君	佐藤 千秋君	佐藤 千秋君		

官 報 (号 外)

平成十八年四月七日 參議院会議録第十三号

投票者氏名



官 報 (号 外)

平成十八年四月七日 参議院会議録第十三号

投票者氏名

北澤俊美君	小林正夫君	工藤堅太郎君	草川昭三君	木庭健太郎君	普天間飛行場における国連軍地位協定の位 置付けと在日米軍基地再編に関する質問主 意書
黒岩宇洋君	東君	佐藤道夫君	遠山清彦君	澤雄二君	現在、自衛隊と在日米軍の役割分担や在日米軍 基地再編について、米国と協議が重ねられ ている。
小林輿石君	了君	佐藤充君	浜田昌良君	高野博師君	朝鮮戦争の勃発を契機とし、日本が一九五四 (昭和二十九年二月に米・英・仏など十ヶ国と結 んだ日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国連軍地位協定」という。)が、安全 保障を巡る環境が大きく変化する今日においても 未だ効力を有している。結果として、在日米軍基 地の一つである普天間飛行場は、現在も国連軍基 地の性格を有している。
佐藤櫻井君	君	島田智哉子君	下田敦子君	高友和夫君	このような現状が国民に幅広く知られているとは言い難く、政府はこれら的事実及びその意義について積極的に説明する責任を負うと考える。 そこで、以下質問する。
鈴木高嶋君	君	鈴木良充君	山本保君	西田実仁君	一 軍事的役割について、政府の見解を示されたい。
谷直嶋君	君	谷博之君	山本保君	浜田昌良君	二 国連軍及び国連軍基地の存在は、国民に周知 徹底されているとは言い難い。国民の理解が不 充分なまま、国連軍及び国連軍基地が日本国内 に存在することについて、政府はどうに考 えるか示されたい。
平野羽田君	君	平野達男君	山本保君	高橋千秋君	三 現在国内に存在する国連軍基地では、どのよ うな目的で航空機や艦艇が使用されているのか。各 機種や各艦艇の使用日ごとに、詳細に示され たい。
広中福山君	君	広中和歌子君	内藤正光君	千葉景子君	四 移転先基地について、政府の見解を示されたい。
藤本前川君	君	藤本祐司君	西岡武夫君	津田弥太郎君	五 国連軍地位協定により、日本国内に国連軍後 方司令部が置かれている。この司令部が他国軍 からの攻撃対象となる危険性はないのか。
松下松井君	君	松下新平君	平田健二君	富岡由紀夫君	六 国連軍地位協定上、国連軍基地の使用目的は 兵站上の協力を行うためのものとされている。
水岡森君	君	水岡俊一君	白眞勲君	那谷屋正義君	1 実際に朝鮮半島で有事が発生した場合、日 本政府は兵站上の協力を行なうのか。協力を行 う場合又は協力を行わない場合、それぞれの 法的根拠も併せて見解を示されたい。また、
柳澤柳井君	君	柳澤光美君	鈴木陽悦君	辻泰弘君	
山下柳井君	君	山下八洲夫君	鈴木陽悦君	那谷屋正義君	
和田和田君	君	和田ひろ子君	辻泰弘君	羽田雄一郎君	
渡辺秀央君	君	渡辺秀央君	林久美子君	林久美子君	
加藤修一君	君	加藤修一君	平野達男君	平野達男君	
魚住裕一郎君	君	魚住裕一郎君	広中和歌子君	広中和歌子君	
浮島とも子君	君	浮島とも子君	辻泰弘君	辻泰弘君	
風間昶君	君	風間昶君	柳井陽悦君	柳井陽悦君	
参議院議長扇千景殿	白眞勲	反対者氏名	市田忠義君	市田忠義君	
		九名	紙智子君	紙智子君	
		仁比聰平君	小林美恵子君	小林美恵子君	
		吉川春子君	大門実紀史君	大門実紀史君	
		井上哲士君	緒方靖夫君	井上哲士君	
		藤末健二君	小池晃君	藤末健二君	
		前田武志君	吉川春子君	前田武志君	
		藤原正司君	大門実紀史君	藤原正司君	
		鈴木陽悦君	吉川春子君	鈴木陽悦君	
		角田義一君	辻泰弘君	辻泰弘君	
		木俣佳丈君	柳井陽悦君	木俣佳丈君	
		又市征治君	辻泰弘君	又市征治君	
		長谷川憲正君	辻泰弘君	長谷川憲正君	
		木俣佳丈君	辻泰弘君	木俣佳丈君	
		角田義一君	辻泰弘君	角田義一君	
		未だ効力を有している。結果として、在日米軍基 地の一つである普天間飛行場は、現在も国連軍基 地の性格を有している。	未だ効力を有している。結果として、在日米軍基 地の一つである普天間飛行場は、現在も国連軍基 地の性格を有している。	未だ効力を有している。結果として、在日米軍基 地の一つである普天間飛行場は、現在も国連軍基 地の性格を有している。	
		このようないい難く、政府はこれらの事実及びその意義について積極的に説明する責任を負うと考える。 そこで、以下質問する。	このようないい難く、政府はこれらの事実及びその意義について積極的に説明する責任を負うと考える。 そこで、以下質問する。	このようないい難く、政府はこれらの事実及びその意義について積極的に説明する責任を負うと考える。 そこで、以下質問する。	
		二 一 軍事的役割について、政府の見解を示されたい。	二 一 軍事的役割について、政府の見解を示されたい。	二 一 軍事的役割について、政府の見解を示されたい。	
		三 現在国内に存在する国連軍基地では、どのよ うな目的で航空機や艦艇が使用されているのか。各 機種や各艦艇の使用日ごとに、詳細に示され たい。	三 現在国内に存在する国連軍基地では、どのよ うな目的で航空機や艦艇が使用されているのか。各 機種や各艦艇の使用日ごとに、詳細に示され たい。	三 現在国内に存在する国連軍基地では、どのよ うな目的で航空機や艦艇が使用されているのか。各 機種や各艦艇の使用日ごとに、詳細に示され たい。	
		四 移転先基地について、政府の見解を示されたい。	四 移転先基地について、政府の見解を示されたい。	四 移転先基地について、政府の見解を示されたい。	
		五 国連軍地位協定により、日本国内に国連軍後 方司令部が置かれている。この司令部が他国軍 からの攻撃対象となる危険性はないのか。	五 国連軍地位協定により、日本国内に国連軍後 方司令部が置かれている。この司令部が他国軍 からの攻撃対象となる危険性はないのか。	五 国連軍地位協定により、日本国内に国連軍後 方司令部が置かれている。この司令部が他国軍 からの攻撃対象となる危険性はないのか。	
		六 国連軍地位協定上、国連軍基地の使用目的は 兵站上の協力を行うためのものとされている。	六 国連軍地位協定上、国連軍基地の使用目的は 兵站上の協力を行うためのものとされている。	六 国連軍地位協定上、国連軍基地の使用目的は 兵站上の協力を行うためのものとされている。	
		1 実際に朝鮮半島で有事が発生した場合、日 本政府は兵站上の協力を行なうのか。協力を行 う場合又は協力を行わない場合、それぞれの 法的根拠も併せて見解を示されたい。また、	1 実際に朝鮮半島で有事が発生した場合、日 本政府は兵站上の協力を行なうのか。協力を行 う場合又は協力を行かない場合、それぞれの 法的根拠も併せて見解を示されたい。また、	1 実際に朝鮮半島で有事が発生した場合、日 本政府は兵站上の協力を行なうのか。協力を行 う場合又は協力を行かない場合、それぞれの 法的根拠も併せて見解を示されたい。また、	

官報 (号外)

この日本政府の見解は、国連軍地位協定の他のすべての加盟国との間で合意されたものであるのかについても示されたい。

2 兵站上の協力に対し、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、

物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「ACSA」という。)の適用は可能であると考えるか、政府の見解を示されたい。また、ACSAの適用について、国連軍地位協定の加盟国である米国との間で合意事項があれば、その合意事項によりどのようなことが実施可能なあるか具体的に示されたい。

国連軍将校が定期的に会合を開いているが、この会合の内容について、日本政府は内容を把握しているか。

右質問する。

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出普天間飛行場における国連軍地位協定の位置付けと在日米軍基地再編に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する国連軍地位協定の位置付けと在日米軍基地再編に関する質問に対する答弁書

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出普天間飛行場における国連軍地位協定の位置付けと在日米軍基地再編に関する質問に対する答弁書

四について

普天間飛行場の代替施設については、平成十

航空機又は船舶を配置することは現時点では行つてないと承知している。

五について

国連軍の後方司令部が所在するキャンプ座間

が、同後方司令部の存在を理由に、他国軍隊から攻撃される危険性が特に高くなっているとは考えていない。

六について

朝鮮半島における有事に係る御指摘のような仮定の措置に関する御質問にお答えすることは差し控えたい。

七について

お尋ねの会合については、政府として承知しない。

安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合総会決議(以下「国際連合の諸決議」という。)に従つて朝鮮に軍隊を派遣してお

り又は将来派遣する国であつて国連軍地位協定の当事国であるものの陸軍、海軍又は空軍での国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されているもの(以下「国連軍」という。)の派遺されたもの(以下「国連軍」という。)の我が国における地位及び我が国において国連軍に与えられるべき待遇を定めるものである。国連軍は、現在でも、朝鮮半島の平和と安全の保持のため、韓国にその司令部等を、また、我が国にその後方司令部を配置しており、抑止力として重要な役割を果たしていることから、国連軍地位協定は、現在においても引き続きその意義を有しており、このような国連軍の役割等については、累次の国会答弁において述べてきたところである。

国連軍地位協定の締約国が、業務連絡等の目的のため、国連軍地位協定第五条2の規定に基づき我が国政府の同意を得て使用することができるアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)の使用に供せられている施設及び区域(以下「国連軍施設・区域」という。)に、国連軍の航空機及び船舶を出入りさせていることは承知している。他方、国連軍として、国連軍施設・区域に

L字型に設置するとの案につき合意したところであるが、同代替施設は、同飛行場のヘリコプターの運用機能等を代替するものであると考えている。

また、発表文書においては、「普天間飛行場に現在ある他の能力」について、「SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなつていてKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。」「緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。」及び「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時ににおける米軍による民間施設の使用を改善する。」とされているところである。

普天間飛行場の移設に関する具体的な内容については、現在、我が国と合衆国との間で協議を行つており、右に述べたこと以外については、お答えすることができる段階にはない。

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十一日

平成十八年四月七日 参議院会議録第十二号

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二〇五八四四五  
二番四号  
独立行政法人国立印刷局